

第4章 撤収



第2編 イラク人道復興支援

第1節 全般

1 部隊の活動状況

(1) 各支援群の活動

第7次群以降は、指揮転移直後から将来作戦を考慮して宿营地内の各種物品等の現状把握・整理を実施するとともに、未活用物品を選定し、整理・後送準備及び逐次後送を実施し、宿营地のスリム化を図り迅速かつ安全な部隊等の離脱に対応する兵站支援の基盤の確立を実施した。

2006年6月20日の撤収命令発令に伴い、第10次群、業務支援隊、イラク後送業務隊の連携による撤収計画に基づく本格的な撤収を開始し、7月16日サマーワの撤収をすべて完了するとともに、タリル基地に移動して、翌17日にイラクよりクウェートへ無事離脱した。

(2) イラク後送業務隊の活動

イラク後送業務隊は、クウェート到着後、キャンプバージニアにおいて2日間の慣熟訓練の後、指揮所兼宿泊場所となるクラウンプラザホテルに移動し、7月2日移行、KGL倉庫、PWC洗浄施設等において本格的に後送業務を開始した。

RSUサマーワ後送班は、撤収命令発令以降支援群と連携してサマーワからクウェートへコンテナ、車両等の後送業務を開始し、支援群の撤収完了後、支援群に同行してサマーワから離脱、クウェートの主力に合流した後、クウェートにおいて後送業務を行った。

7月30日、キャンプバージニアの事務所等閉所式において日本国旗を降下して、キャンプバージニアの撤収を完了した。

装備品等の後送業務活動においてはKGL倉庫及びPWC洗浄施設を活用し、開梱、洗浄、検数仕分け、物品管理、1次梱包、コンテナ詰め管理、検数数量、通関、コンテナ詰めの一連の業務を実施した後、後送準備が完了したコンテナ及び車両をシュワイバ港、シュワイク港及びムバラク空軍基地から船舶及びチャーター貨物機（アントノフ）にて本邦に後送した。

9月8日、全ての後送業務を完了し、チャーター機により本邦へ無事帰国し、9月11日、統幕議長にイラク後送業務隊隊旗を返還して、9月15日部隊を廃止、イラク後送業務隊の任務を終了した。

2 国内外情勢等

(1) 撤収決定に至るまでのイラクを巡る情勢

ア イラクの情勢

(ア) 政治プロセスの進展

2005年4月に移行政権発足、12月に国民議会選挙が実施されたが、選挙結果が当初より約50日遅延し2月10日発表され、3月中旬に第1回国民議会が召集された。その後4月22日、正副議会議長及び正副大統領が選出されるとともに、ヌーリー・マーリキー氏が新政府の首相候補に指名され、組閣を指示した。5月20日、イラク首相は、内務相、国防相及び国家治安担当相を自らと副首相による兼務とした閣僚名簿を国民議会に提出、これが承認され新イラク政府が発足した。なお、各派で閣僚争奪が続いていた

国防相等兼務については、6月8日によりやく首相により指名され、国民議会がこれを承認するなど政治プロセスの進展が予定より遅れる状況が生じた。

(イ) 治安情勢

2006年2月にイラク中部サマラで発生した聖廟爆破事件を契機として、宗派対立に起因すると考えられる事件がイラク各地で発生、また、多国籍軍及びイラク治安部隊等への襲撃、一般住民に対するテロ、暗殺等、治安権限移譲プロセスの進展を妨げる事案がバグダッドを中心とした中部一帯において頻発していた。

6月8日、イラク国内で「イラク聖戦アルカイダ組織」指導者であるザルカウィ容疑者がアメリカ軍等により殺害されたが、これによってイラク全土における早急な治安の回復が図られたわけではなく、依然として不透明な情勢が継続した。

(ウ) 治安権限の移譲

2005年夏より、イラク政府及び多国籍軍関係者で構成される治安権限移譲合同委員会で、治安権限移譲のための条件などについて議論が行われていた。なお、6月8日イラクにおいての3閣僚承認もきっかけとなり、6月19日、イラク首相はムサンナ県の治安権限が7月の別に示される日にイラク治安機関に移譲されることを正式に表明した。また、治安権限の移譲に係る合意の形成後は45日間で権限移譲プロセスを完了することとなった。

(エ) ムサンナ県における治安権限の移譲

イラク首相のアナウンスによりムサンナ県はイラクで最初の治安権限移譲の県となった。

イ イラクを巡る国際情勢

(ア) 自衛隊撤収に関係する4カ国の状況

4月上旬より日アメリカ・イギリス・オーストラリア関係4カ国において、今後のイラク復興支援に係る2国間、多国間の協議が進められ、治安権限移譲後のムサンナ県における陸自及びイギリス・オーストラリア軍の活動終了、撤収について基本的に合意した。

(イ) 多国籍軍の状況

今年6月末の時点で、イラク国内には約13万3,000名のアメリカ軍を含め28か国の部隊などが展開し、治安維持や復興支援にあたっている。アメリカ軍は主にバグダッド・イラク北部・西部に展開、イラク中南部にはポーランド、イラク南東部にはイギリス軍を中心とする多国籍軍が展開していた。

ウ 日本の情勢

(ア) 政府の状況

2005年12月、政府は基本計画期限を2006年12月14日まで延長することを決定したが、自衛隊の活動については、この期間内であっても、「イラク治安情勢」、「イラクにおける政治プロセスの進展状況」、「多国籍軍

第2編 イラク人道復興支援

の活動状況及び構成の変化等の事情」を見極めつつ、現地の復興の進展状況を勘案し適切に対応することとした。

本決定に基づき、政府は3月より、アメリカ・イギリス・オーストラリアの関係国との間で調整を実施してきたが、政治プロセス及び治安権限移譲プロセスの進捗状況を考慮しつつ、撤収を決心することにしていった。

6月19日、イラク首相の発言を受け、同20日、政府は首相官邸で安全保障会議を開きイラク南部サマーワに派遣している陸上自衛隊の撤収を正式決定した。同会議終了後、小泉首相が記者会見で撤収決定を発表するとともに、額賀防衛庁長官により撤収命令が発令され、撤収活動を開始した。

(イ) 庁・統幕・陸幕等の状況

4月初旬以降、撤収支援隊（仮称）要員候補者の一部を業支隊交代要員として現地に派遣することを決定し、当面復興支援活動を継続する上で支障がない範囲内で撤収に必要な準備を推進した。

6月20日の政府決定を受け、統幕は撤収に関する措置指示等を発令した。

(ウ) 支援群等の状況

陸幕防衛部が作成した「今後のイラク人道復興支援活動に係る全般作戦計画」を受け、陸幕等と連携しつつ、撤収に関する検討、サマーワ宿営地での物品の整理及び定期的な物品の後送等逐次準備を推進するとともに、4月7日、撤収支援隊（仮称）要員候補者の18名が業支隊交代要員としてクウェートに向け出国、同10日、12名がサマーワに到着した。

6月20日の統幕長措置指示等を受け、同日イラク後送業務隊（Redeployment Support Unit「RSU」）を編成、同26日本邦を出国、同27日クウェート国に展開し慣熟訓練を実施したのち、後送業務を開始した。

(2) 撤収決定後のイラクを巡る情勢

ア イラク情勢

多国籍軍及びイラク治安部隊等への襲撃、一般住民に対するテロ、暗殺、宗教施設等への襲撃の事案がイラク国内において頻発していた。なお、サマーワ市の治安情勢の悪化を懸念させるものとして、7月2・7日に英・オーストラリア軍宿営地に対するＩＤＦ攻撃が実施された。また、同2日にデモが市内において2件発生し、今後への影響が懸念されたが陸自の撤収に特段の影響はなかった。

6月19日のイラク首相によるムサンナ県治安権限移譲の発表を受け、7月13日TFMからイラク治安機関に治安権限が移譲された。

イ イラクを巡る国際情勢

多国籍軍（ムサンナ県）の状況として、7月13日治安権限が移譲されたことに伴い、MSD（SE）は同26日、キャンプ・スミッティーをムサンナ州当局に引き渡す文書に調印、オーストラリア軍を同28日までにタリル空軍基地周辺へ移動を完了させた。

ウ 日本の情勢（支援群等）

防衛庁長官の命令を受け、支援群等は、サマーワ宿営地の整理等を行い、7

第4章 撤収

月7日以降、5波に分けサマーワ宿営地を撤収し、同16日夜サマーワ宿営地を完全撤収、同17日空自C-130によりイラクからクウェートへの離脱を完了した。その後、クウェートにおいてクールダウン後、3波に分け帰国、同24日、すべての隊員がクウェートを日本に向け出国した。

(3) 撤収業務終結時における情勢

ア イラクを巡る国際情勢

アメリカ防総省は首都バグダッドの治安強化のため、帰還予定だった一部戦闘部隊の駐留を延長し、約5,000人規模の兵力を首都に再配置した。なお、首都の治安が急速に回復しない限り、2006年内の駐留アメリカ軍の大幅削減は一層、困難な見通しであった。

イ 日本の情勢

8月4日、政府はイラク特別措置法の基本計画の変更を閣議決定し、空自の航路拡大、サマーワで人道復興支援活動を行ってきた陸上自衛隊の活動を削除するとともに、クウェートにおいて装備品等の日本への後送にあたる後送業務隊の活動内容を追加した。

(4) クウェート情勢

ア クウェート全般

政治情勢は、2006年1月にジャビル首長が死去したが、サバハ首相が次期首長として指名、1月29日に国民議会によって承認され、安定した状況にあった。

治安状況は、2003年12月に発生したアメリカ軍車列に対する銃撃テロ事件以降、テロ事件は確認されておらず、安定した状況が継続している。しかしながら、少数の過激派がテロ事件を実行する可能性は排除できない状況にある。

また、テロリストが隣国から潜入してテロを実行する可能性も考えられることから、引き続き警戒が必要な状況であった。

イ レバノン情勢関連

7月12日、レバノンの民兵組織「ヒズボラ」によるイスラエル兵2名の拘束に端を発したレバノン情勢により、クウェート市内において5回（確認分）のイスラエル及びアメリカを非難するデモ・集会等が行われたものの、クウェート国におけるアメリカ軍等に対する直接・間接的な妨害活動やテロは確認されていない。

(5) サマーワにおける後送業務活動の検討

ア 装備品等の処置区分の検討

陸幕での検討結果を基礎とし、第9次群の部隊運用（撤収）構想と調整しつつ、装備品別の後送時期を概定した。

この際、撤収までの装備品等のクウェート後送が直ちに実施できるよう後送可能な装備品を選定し、概成した処置区分リストを第9次群に送付した。

イ 陸幕における装備品等の処置区分の検討

(ア) 2005年11月から2006年1月末までの間、第8次群が保有する装

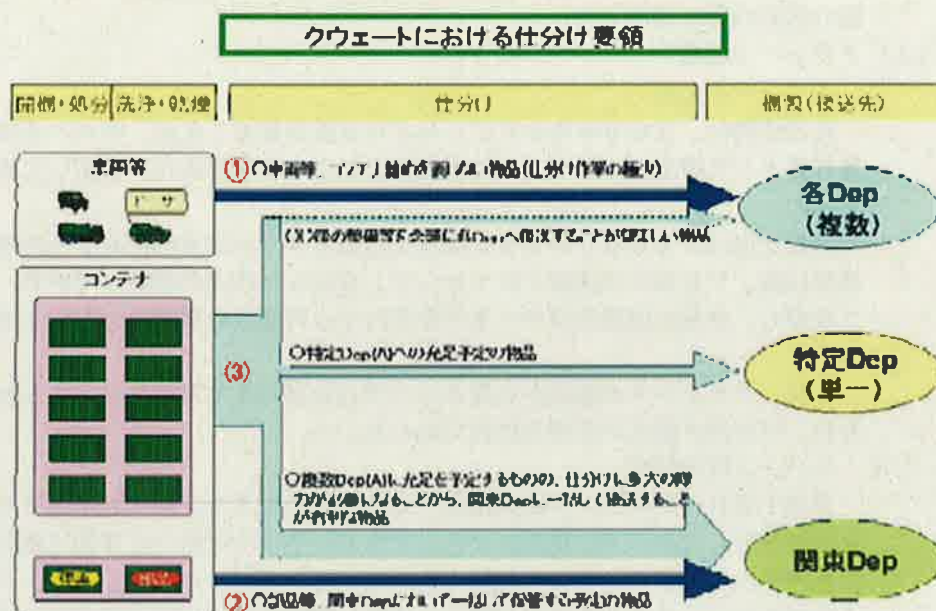
第2編 イラク人道復興支援

備品の品目・数量、容積等について、補給統制本部、各補給処等と確認して装備品リストを概成するとともに、後送すべき品目・数量、容積について検討した。

検討の際、現地部隊の後送準備、輸送等の可能性から後送コンテナ数を約400本として後送品目・数量を削減するとともに、後送した物品の再補給先について検討を開始した。

(イ) 2006年2月4日から19日までの間、第8次群の物品管理検査要員としてサマーワ後送班の基幹要員に予定される隊員を派遣し、物品管理検査に併せて第8次群が保有する装備品等の品目・点数、状態を把握するとともに、現地確認結果を踏まえ、装備品等の本邦後送又は処分区分を概定した。

また、本邦における受け入れ先について、クウェートにおける配分作業の簡素化、同種装備品の整備の容易性等から、車両及び一部の装備品等を除き、関東補給処（補給統制本部）に後送することを基本態度として決定し、クウェートにおける仕分け要領を確立した。



(ウ) 装備品等の本邦への後送手続きについて、書類手続きを簡素化するため、支援群長から後送業務隊長に管理換えすることなく直接補給統制本部長に後送することとし、その手続きは後送業務隊のサマーワ後送班が支援した。

(エ) 3月、撤収又は復興支援活動の継続、いずれにも対応できる態勢までスリム化することを目標に、サマーワの装備品等をクウェートに後送することとし、第9次群に必要な事項を指示した。

(オ) 不用決定された品目については、武器輸出規制品目、保全処置が必要な品目、環境に影響を及ぼす恐れがある品目は破壊等の処置を、その他の品目は、取り付けてある銘板を除去した後、宿営地内に残置することを基本姿勢とし

第4章 撤収

て決定した。

(カ) サマーワに所在するリースコンテナのうち、穴あきコンテナ66本及び穴なしコンテナ34本、合計100本のコンテナを買い取り、クウェートに後送することなくサマーワに残置することとした。

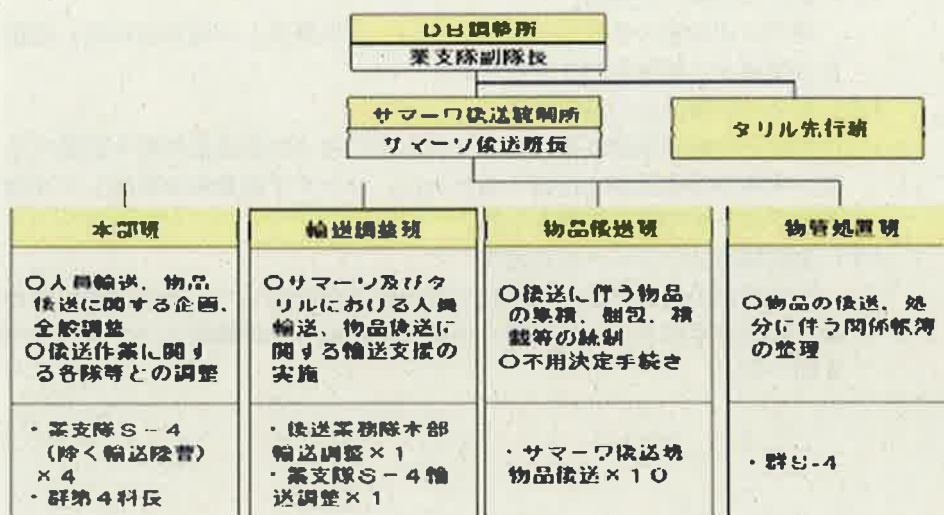
ウ 後送業務実施要領の検討

現地における物品の仕分け、集積、コンテナ詰め、後送、処分要領等をマニュアルとして取りまとめるとともに、マニュアルに基づき物品後送及び不用決定手続き要領、業務予定等について、陸幕及び補給統制本部担当者と調整した。

エ 業務組織の検討

第9次群DBPJ（群長を長とする撤収に関する検討プロジェクト、撤収に関する陸幕呼称（Desert Breeze）から命名）と調整し、サマーワにおける支援群、業務支援隊及びRSUの物品後送に拘わる業務を統制するため、業務支援隊副隊長の管理下に支援群第4科、業務支援隊第4科及びRSUサマーワ後送班の要員をもってサマーワ後送センターを設置した。

サマーワ後送センターの編成



(6) クウェートにおける後送業務活動の検討

ア 後送業務活動の検討（前段：交代要員の出発前まで）

(ア) 使用予定施設に関する情報の収集

撤収業務に使用するKGL倉庫、PWC洗浄施設、シュワイバ・シュワイク港等に関する情報資料を業者及び現地偵察結果等から収集整備し、業務処理要領に反映した。

(イ) 全般輸送スケジュールの作成

サマーワの後送物品の後送準備に基づきサマーワからのコンボイ輸送、クウェート受入、クウェート国内における後送準備スケジュール（コンテナ詰

第2編 イラク人道復興支援

め、車両洗浄等)、じ後の船舶等スケジュール(予定)を踏まえ、本業務における本邦までの全体輸送スケジュールを作成した。

(ウ) クウェートにおける業務実施要領の検討

a 使用予定施設に合わせた細部業務処理要領

収集した資料に基づき、後送業務の一連の業務の流れに合わせた細部業務処理要領について検討し、業務処理マニュアルとして反映した。

b 業務組織・内容の検討

編成上の部隊名称と後送業務において実施すべき業務内容との整合を図り、現地における後送業務が実施しやすいように部隊名称と活動内容が一致するように検討した。

c 業務処理マニュアル及び補足資料の作成

クウェートにおけるKGL倉庫内業務やPWC洗浄施設等の後送業務を時系列にマニュアル化し、各人の実施すべき事項を明らかにするとともに、業務実施上の準拠とした。

イ 後送業務活動の検討(後段:交代要員の出発以降)

(ア) 新たな情報への対応

使用予定施設の変更の可能性に伴い、交代要員との連携を保持し使用施設及び関連する情報資料を収集した。

(イ) サマワ後送品の情報把握

サマワ後送準備に基づき日々明らかになった後送品所要を把握すると共に、全体の後送所要を把握するために、コンテナ換算値を算出して全体輸送スケジュールの修正の資とした。

(ウ) 全般輸送スケジュールの修正

交代要員の情報に基づき後送品の全体量を把握して、後送整備のための計画との整合を図り、交代要員との連携を保持し全体輸送スケジュールの修正を図った。

第2節 各機能別の部隊の活動状況及び教訓・提言等

1 人 事

(1) 部隊の活動状況

ア 全 般

(ア) 支援群の活動

支援群は、群長要望事項「元気・前向き・負けん気」を合言葉に、部隊の団結、規律及び士気の維持・高揚を主眼に各種人事施策を推進して、撤収任務の完遂に万全を図った。【10次群】

(イ) 後送業務隊の活動

派遣準備から派遣期間の終始を通じ、部隊の団結の強化、規律の維持、士気の高揚及び安全管理を主眼に各種人事施策を推進して、部隊活動の基盤を確立した。【RSU】

イ 服 務

(ア) 規 律

a 群朝礼、幕僚日々ミーティング、週初め及び週末の指揮官等ミーティング、隊付会同等を実施し、群長の企図を徹底し、撤収に伴う士気低下の防止を図るとともに、任務の重要性を再確認させた。【10次群】

b 準備教育期間及び派遣前教育期間中、派遣隊員としての自覚を持たせ、自主自律を基本として規律心を涵養して規律の維持に努めた。特に、服務事故・規律違反に関わる事項を徹底し、その防止に努めた。【RSU】

c 派遣間においては、服装、日課時限等を厳密に行動マニュアルにおいて規定するとともに、その内容の教育を実施し、かつ現場指導により徹底を図った。【RSU】

(イ) 士気の高揚

a 運用編成と一致した服務指導組織を編成し、準備教育期間中及び派遣前教育期間中に各級指揮官が隊員の心情（身上）把握を実施して、隊員の懸案事項等を確認することができた。【RSU】

b 部隊の派遣に関する決心が不透明であり、派遣および撤収開始日等が不明による不安感から、交代要員及び主力の隊員の士気を含む心情に影響を及ぼしたが、撤収部隊として必ず派遣されるという事実を徹底し、結節毎の情報提供により交代要員及び主力の隊員の士気を維持できた。【RSU】

c 支援群等が帰国後以降、イラクの復興支援群の活動については終結したという報道が、数多くされ、後送業務隊の活動については、注目されなくなり、また、派遣から1ヶ月が経過したことによる肉体的疲労と精神的ストレスが重なり士気の低下が予想されたが、視察等機会の活用、衛生幹部と連携してメンタルヘルス教育による疲労・ストレスの極限化、重度疲労者の早期発見及び個別対処を実施することにより高い士気を維持することができた。【RSU】

ウ 安全管理

(ア) これまでに派遣された部隊の事故事例を分析・検討し、起こりやすい事故

第2編 イラク人道復興支援

対策の教育の実施等、安全組織の確立・徹底を実施して、事故防止の徹底を図った。【10次群】

- (イ) 後送業務間、安全・円滑な作業に資するため、第2科の情報見積に基づき、危険見積を案出し、特に砂嵐及び酷暑時における事故防止及び車両事故防止の2点に留意して安全管理計画を作成した。【RSU】

(2) 教訓・提言等

ア 先遣要員派遣時の柔軟性の保持

撤収命令・編成命令が発出されない状況における先遣要員の派遣においては、主力の編制時期と先遣隊要員の派遣時期が異なるため指揮上の変化が生じ、指揮関係が複雑となることから、休暇、手当等的人事業務に関し齟齬が生じないよう復興支援部隊等と密接に連携することが重要である。

また、先遣要員は長期間の派遣が予測されることから、士気を維持させる施策に関し、統幕等と調整する必要がある。【RSU】

イ 撤収時期決定の不透明が及ぼす士気の低下防止

撤収においては高度な政治判断を必要とし、撤収時期は一般に不透明であることから、要員選考から撤収支援部隊の派遣まで期間が長期化する恐れがある。

このため、保全に留意しつつ、主要結節においては隊員に必要な情報を提供する等派遣隊員との連携の維持に努め、士気の低下を防止する必要がある。

【RSU】

ウ 復興支援部隊帰国後の士気の低下防止

復興支援部隊の帰国後は、撤収支援部隊に対する部内外の注目度が低く、また、派遣以降の業務による肉体的・精神的疲労の蓄積と相まって、士気の低下が予想される。

このため、政府高官等の視察がある場合には、これを最大限に活用して、撤収支援部隊の活動の重要性を部内外に発信するとともに、隊員の士気の高揚を図る必要がある。【RSU】

エ 有終の美を飾るための規律の維持

殿を務める部隊としては、復興支援活動等の全体の有終の美を飾る必要があり、事故の発生は復興支援活動等全体の評価を低下させることとなる。このため、後送業務の事故はもとより、服務事故、車両事故等についても未然に防止する必要があり、各種施策による安全意識の高揚、規律の維持は不可欠である。

【RSU】

2 衛生

(1) 部隊の活動状況

ア 全般

派遣隊員の健康管理を重視した各種施策により、隊員の健康を維持するとともに、航空自衛隊医務室の支援を受け、円滑な治療・後送業務が実施できた。

【RSU】

イ 実施の概要

(ア) 撤収活動時における衛生業務要領検討

医官未編成上の特性を踏まえた治療・後送要領について検討するとともに、健康管理を重視した各種施策と支援可能な衛生支援組織の活用により実効性ある業務運営要領について計画した。【RSU】

(イ) 治療・後送

個人携行医薬品により、軽易な疾病等については個人の判断により処置が実施できた。

また、救護員の能力を超える疾病に対しては、航空自衛隊医務室の支援を受ける等、円滑な治療・後送が実施できた。【RSU】

(ウ) 予防衛生

派遣期間を通じ血圧、体重等測定等を実施し、個人の健康管理の充実に図った。

その結果、健康上留意を要する一部の隊員（高血圧、肥満傾向）に対して、健康管理資料（高血圧、メタボリックシンドローム）を作成・配布し、健康管理指導等を実施した。【RSU】

(エ) 環境衛生

クウェートの気象、環境等の特性に応じた健康管理（空調管理、うがい、手洗いの励行）について注意喚起を実施した。【RSU】

(オ) 精神衛生

a 支援群クールダウンにあわせ、メンタルヘルスチームにより、後送業務隊指揮官等との面談及び衛生教育を受けるとともに、RSU計画によるメンタルヘルスチェックを7月下旬及び8月下旬に実施し、隊員の心の健康状態を把握した。【RSU】

b 編成上カウンセリング機能が不十分であったが、中隊長等経験者をカウンセラーに指定するとともに、メンタルヘルスチームによるカウンセリング、衛生教育支援受、健康チェック及びメンタルヘルスチェックにより、心情的不安定者の早期把握に努めた。【RSU】

(2) 教訓・提言等

ア 治療業務

活動地域の離隔度を踏まえると、本邦後送基盤においては復興支援部隊等からの衛生支援を受ける事が通常困難であるため、撤収支援部隊独自の衛生組織を最大限に活用するとともに、同地域で活動する多国籍軍及び派遣地域の医療機関を活用し効果的な治療業務を実施する必要がある。【RSU】

第2編 イラク人道復興支援

イ 患者後送業務

撤収支援部隊は復興支援部隊等の保有する患者後送手段（衛生科部隊の救急車）の支援を受けることが通常困難であるため、撤収支援部隊として保有する輸送手段（レンタカー、役務車両等）を最大限活用して傷病者を後送するとともに、緊急の場合には多国籍軍の航空機及び民間の救急車を活用できるよう事前確認及び調整を行う必要がある。【RSU】

ウ 防疫

酷暑環境下においては適切な食品の衛生管理に努めるとともに、現地役務業者を有効に活用した感染症の情報収集を行い、予想される感染症の予防対策を確立することが重要である。

また、撤収支援部隊の編制の特性上、一般に医官、看護師、医療機材が限定されることが予想され、臨床検査能力等が欠ける場合があるため、活動地域における検疫可能な施設の事前確認及び使用の調整を行うことが重要である。

【RSU】

エ 精神衛生

（ア）撤収支援部隊は一般に陸幕、補給統制本部、中央輸送業務隊及び関係方面隊等による複数の部隊等から構成されるとともに、派遣時期が不明確かつ派遣命令後速やかに活動を開始する特性があるため、努めて早期に派遣隊員の心情を把握して不安等を除去することが重要である。

また、人事業務及び厚生業務（留守家族支援等）との調和を図り、派遣間における隊員のメンタルヘルスケアに努める必要がある。【RSU】

（イ）精神衛生に関しては、カウンセリング技能保有者を要員選考時の条件として付加することを要望する。【RSU】

（ウ）メンタルヘルスチェック結果において、7月及び8月の実施結果から全般的に約2割の隊員にストレス傾向がみられた。

また、8月の実施結果から、7月実施隊員のうち、ストレス傾向にあると点数上判断された22名の約5割に継続的なストレス傾向がみられた。

このため、今後は、一般的に約2割の隊員にはストレス傾向のあることを前提として精神面のフォローが必要である。【RSU】

3 会計

(1) 部隊の活動状況

ア 全般

支援群と密接な協力及び調整により、現地調達及び支払等必要な会計業務を実施し、整齐円滑な後送業務に寄与した。

この際、諸活動に先行した物品・役務等の調達に着意するとともに合規適切な会計処理を実施した。【10次群・RSU】

イ 経費

(ア) 撤収活動期間の現地調達、給与等の経費見積を逐次実施し、不足経費について速やかな予算要求により必要な経費の確保を図った。【RSU】

(イ) 撤収活動間の示達経費

年度当初の経費計画に比して示達が少なかったが、活動期間が計画に比し短期間であったこと、イラク復興業務経費の残経費を運用できたことから、撤収活動期間中において、経費上問題となる事項はなかった。【RSU】

ウ 経理

(ア) 現地調達

a 兵站業務に連携した計画的な現地調達を実施するとともに、緊急の調達所要に対しては、平素からの市場調査に基づき速やかに対処した。

【RSU】

b 宿舎借上については、準備段階からのクラウンプラザホテル側との十分な調整のもと主力の受入に十分適合した契約を実施した。

なお、契約に当たっては、経済性の追求の観点から旅行代理店との契約とした。【RSU】

c 輸送役務については、装備品等の本邦輸送契約を撤収活動の当初において実施した。所要の確定しない事項もあったが、単価契約を活用して柔軟に調達を実施した。【RSU】

d 産廃処分については、履行に充当できる期間が短かったため、説明会を早期に実施する等により契約事務手続に必要な期間を短縮し、履行期間の確保に努めた。【RSU】

(イ) 給与

給与の現地払いに関し支給対象者、支給額を確実に把握するとともに支払い要領を適切に調整し、派遣期間において一度に限り実施した。

【10次群・RSU】

(ウ) 資金

a 外国送金の開設口座への入金に要する期間を考慮し、各種支払時期に適合した資金請求により資金を確保した。【RSU】

b 資金は開設したクウェート国立銀行（NBK）の口座に米ドルで保管するとともに、所要の米ドル及びクウェートディナールを現金で指揮所内の金庫に保管した。【RSU】

c 銀行閉所に際し、クウェート出国から帰国までの移動間に必要な現金は

第2編 イラク人道復興支援

アメリカドルとして資金前渡官吏が自ら携行するとともに、携行現金以外の資金は本邦に送金した。【RSU】

(エ) 支払

a ドル、イギリスポンド若しくはクウェートディナールそれぞれの請求通貨に適応して適切に支払いを実施した。【RSU】

b 銀行口座への振込による支払を最大限活用するとともに、銀行への振り込み後は速やかに領収証書の徴収を行った。【RSU】

(オ) 資金前渡官吏業務の引継ぎ

6月20日、RSUの編成と同時に業務支援隊から資金前渡官吏業務を引き継ぎ、じ後、後送業務隊の資金前渡官吏がサマーワ、クウェートの会計業務を一元的に実施した。

交待にあたり、支援群長の指名する者として業務支援隊クウェート分遣班長が検査員として交待検査を実施した。【5次業務支援隊・RSU】

(2) 教訓・提言等

ア 給与の現地払い

宿営地に生活基盤を置く復興支援部隊等は、プリペイドカードの利用等で現金の必要がほとんど無い反面、撤収支援部隊はその特性上、生活必需品を部外に求めることになるため、3ヶ月以上派遣される場合は隊員に対し現地での生活費（日用品、嗜好品等購入）として定期的な現金の支払いが必要である。

この際、アメリカドルでの現地払いのみならず、現地通貨への容易な換金、もしくは現地通貨での支給等を考慮する必要がある。

また、長期勤務者の中には、現地払いを複数回希望する隊員もあり、通達に基づく現地払いの実施回数の制限の見直が必要である。【RSU】

イ 帰国直前の支払業務

銀行振込手続後、銀行では領収証書を発行しないことから、後日、業者の振込確認後、領収証書を徴収することとなる。

しかしながら、帰国直前は、業者から振込後に領収証書を徴収する暇がなく多額の現金払いを余儀なくされるため、計画的に業務を実施する必要がある。

【RSU】

4 広報

(1) 各部隊の活動状況

ア 全般

統合幕僚監部（報道官）、陸上幕僚監部（広報）及び支援群等と密接に連携して、イラク人道復興支援活動の成果等に関しプレスセンターにおけるブリーフィング、報道公開等を通じ情報を発信した。

情報発信においては、撤収に関する保全との調和を図りつつ、報道協定の範囲内のできる限り多くの情報を発信し部隊及び隊員の安全確保に努めた。

この際、サマーワ広報要員2名を撤収命令受領直後にクウェートに先行させ本邦メディアの対応を実施させた。

先行した広報要員については、イラク後送業務支援隊のクウェート入国、サマーワからの後送資材の受け入れ及び人員の離脱について取材協力を行った。

この結果、本邦での報道機会を増加させることができ約2年6ヶ月にわたるイラク人道復興支援活動が成功裏に終了したことを発信することができた。

【10次群・RSU】

イ 活動成果

(ア) 部外広報

a 対イラク国内

- (a) 地元メディアに対し、撤収発表後の2006年6月22日に群長による記者会見を実施し、ムサンナ県民に対して日本隊の撤収に理解と協力を求めるとともに撤収発表以降の各種式典等において無償資金援助による大型発電所の建設や円借款による新規事業について反復して情報発信して、ムサンナ県民の理解を得ることができた。【10次群】

- (b) 部外広報誌「FUI」により日本隊撤収後の我が国政府による支援の継続についての情報発信をした。

さらに、日本隊撤収以降もムサンナTVでのCMを継続して放映し、支援の継続を印象づけることができた。【10次群】

b 対日本国内

- (a) 当初、第9次群派遣期間中に撤収するのか、第10次群に継続されるのか未決定という时期的特性及び国内外メディアによる5月撤収完了等各種報道の中、統幕広報・陸幕広報室或いは方面・師団広報と連携して、陸上自衛隊による人道復興支援活動を周知すべく広報活動を実施した。

この際、陸上自衛隊の活動とともに外務省ODA等の大規模事業の開始の広報を重視して実施した。【9次群】

- (b) 撤収発表以降、速やかにクウェートに広報要員2名を派遣し、本邦からの記者対応を実施してクウェート分遣班の活動、イラク後送業務隊のクウェート入国から事務所開設、慣熟訓練等を報道公開した。

【10次群】

- (c) 撤収開始後、最初の車両後送を報道公開し日本国内に撤収開始を広報するとともに、人員のクウェートへの移動については、自隊撮影による

第2編 イラク人道復興支援

資料提供と群長到着時（最終波）の報道公開を適切に組み合わせて、安全確保と広報効果の両立を考慮して実施した。【10次群】

(d) 本邦テレビ局（NHK、日本テレビ、テレビ朝日）の隊員取材に協力し各種映像資料提供を実施した。【10次群】

(e) 撤収公表後も、最後までイラク復興のため支援活動を継続している姿をアピールするため報道公開を実施するとともに、撤収に向け着実に地元との調整が進んでいることを広報するため、市長招聘行事、部長訪問時に報道公開の場を設けた。【10次群】

(イ) 部内広報

a 部内広報誌「アルセラーム（平和の意）最終号」を発行し撤収に関する特集記事を掲載し撤収に向けて士気高揚に努めた。【10次群】

b 来訪者に対する部隊紹介ビデオ、成果報告用広報ビデオ等を作製するとともに、広報で撮影した写真を家族連絡センター内に掲示し、データー等を隊員に提供した。【RSU】

(ウ) 報道対応

a プレスセンターにおけるブリーフィングにおいてイラク人道復興支援活動の成果、支援群等のサマーワ・クウェートにおける撤収状況・報道公開要領、RSUのクウェートでの活動状況・報道公開要領及び主要結節時における取材対応（報道公開）要領について説明・調整した。

【10次群・RSU】

b 内局、業務支援隊、RSUにおける撤収に関する報道対応の実施区分が不明確であったため、現場において再調整し対応した。【10次群】

c 撤収に関する報道公開場面

(a) 支援群長、後送業務隊長記者会見

(b) RSUの活動場面（KGL倉庫、PWC洗浄施設等）

(c) 支援群のクウェート入国及び本邦への帰国準備の場面

(d) 支援群のクウェート出国（本邦への帰国）場面

(e) その他（報道機関の個別取材対応等）

(2) 教訓・提言等

ア 国内情勢を踏まえた情報発信

イラク派遣は政治判断により開始されたことをかんがみ、国内に向けた情報発信は、対応内容・時期については統幕・陸幕と密接に連携することが極めて重要である。

第9次群の派遣間は、撤収関連報道が著しく、その重要性について改めて認識させられた。【9次群】

イ 撤収時における報道対応

(ア) 活動基盤

a 撤収時における国民・報道機関の関心は高く、宿营地及び本邦後送基盤での取材活動が活発になり、宿营地に報道機関が推進できない場合は、本邦後送基盤において記者に対する情報提供、取材受け、報道公開の概要徹

第4章 撤収

底等するために宿营地以外にプレスセンターを設置する必要がある。【RSU】

- b 本邦後送基盤に設置するプレスセンターの規模は、ブリーフィングに参加する記者数（イラク派遣時最大40名の実績）から見積もると、センター約65㎡、座席数約40及び広報業務室25㎡規模の施設が必要である。【RSU】

（イ）通信機能（映像伝送等）

衛星通信班のXバンド撤収以降の写真、映像を統幕広報・陸幕広報室に報告するためIPTスーツケースの使用を検討し、広報要員による取り扱い教育を実施した。

この際、IPTスーツケース本体と無線による近距離の電送機能を検証し、距離及び建物等の障害による通達諸元について把握することができた。

また、撤収時、実際に使用するサマーワ宿营地とクウェート分遣班との映像電送を実施した。撤収時、クウェート分遣班とサマーワ宿营地との間、内線電話を使用できない状況が生じたので携帯電話の活用と事前の調整が重要となる。【9次群】

（ウ）報道対応

- a クウェート分遣班及び撤収支援隊に対する広報要員の増援

撤収時におけるクウェートでの本邦メディアの取材協力要請が増大することを鑑み、クウェート分遣班及び後送業務支援隊に対する増援の人数及び時期について検討する必要がある。【9次群・RSU】

- b 部隊交代時のクウェートでの取材協力

クウェートにおけるメディアからの突然の取材要請に 대응できるようにアメリカ軍施設（キャンプバージニア）での取材のための手続きを明らかにした。手続きの迅速化のためにも広報分野における人間関係の構築が重要である。【9次群】

- c 報道対応における上級部隊との認識統一

部隊の安全確保と広報の観点から撤収時の報道公開要領について当初、現地部隊内及び統幕等の上級司令部との認識の統一を図ることが困難であったことから、本復興支援活動のような国家事業については、上級司令部から早期に明確な指示を与えることを検討する必要がある。【10次群】

- d 広報活動における共同

撤収時の広報において、業務支援隊広報、RSU広報、内局広報が共同して広報活動を行ったが後送業務隊及び内局広報がクウェート到着当初の間、広報活動における共同要領について調整不十分であり、速やかな態勢の確立が不十分であった。

このため、今後の国際貢献活動等において複数の部隊が共同して広報活動を行う場合は、事前の十分な調整による明確な役割分担を明確にする必要がある。【10次群】

- e 派遣国軍及び業者との調整

第2編 イラク人道復興支援

- (a) 復興支援部隊等が派遣された国と撤収を支援する国が異なる場合、それぞれの軍の施設（空港、港湾等含む。）における報道機関の取材に当たっては、一定の手続きを行い、陸上自衛隊と当該国軍の双方にアテンドが必要であり、出国前にそれぞれの国における手続等を確認、掌握し、撤収業務を阻害することなく取材機会を設定することが重要である。

【RSU】

- (b) 倉庫及び洗浄施設等の民間の施設を利用して撤収作業を行う場合、これらの施設において報道対応することは重要な内容である。このため、施設の使用調整を行う段階から業者に対して報道公開の許可を得て齟齬が生じない処置を講ずることが重要である。【RSU】

f メディアニーズの具体的な把握

撤収におけるメディアの取材ニーズを当初、第10次群及び業務支援隊のイラクからの離脱（クウェート入国）と見積っていたが、実際は、一部のメディアにおいてRSUのクウェート入国、慣熟訓練など時期的に早い段階からの取材要望があり、プレスセンター開設等の準備業務と併行して報道公開等の記者対応を実施したが、事前に記者のニーズをあらゆる観点から見積もるとともに、統幕、陸幕と連携して各メディアのニーズを把握する必要がある。【10次群】

5 法務

(1) 各部隊の活動状況

ア 全般

業務支援隊法務官、航空自衛隊法務官等と連携し、活動間生起する各種法的問題の防止と解決のため法務業務を行い、整齊円滑な撤収に寄与した。

【10次群・5次業支隊・RSU】

イ 活動成果

(ア) 法務業務

- a 宿営地整理に関するノウハウを経験豊富な国から収集することは、極めて重要かつ有効なことであった。今回は、宿営地整理の検討が始まって以降、MND (SE) を通じて情報を収集し、隣接キャンプのイギリス軍とも相互に訪問し合い、機微に調整を実施することで、有用な情報を得ることができた。【10次群】

- b 弾薬輸送時の武器使用や産業廃棄物の処理に関し、関係幕僚等に対し法的意見を提出するとともに、ミーティング時を活用して承知しておくべき法的知識の普及等を行った。

また、クウェートの航空自衛隊法務官やクウェートの日本大使館(LO)、レンタカー会社等からクウェートの国内法や慣習に関する情報を収集し紹介するとともに、各種法的助言や賠償業務処理の資とした。【RSU】

(イ) 損害賠償

クウェートの日本大使館(LO)やクウェートの航空自衛隊法務官からの情報等に基づき交通事故等の対応について万全を期した。

また、行動マニュアルは、隊員の運転する機会の多いレンタカー(保険)について対応していないため、既存の「車両事故対処マニュアル」を参考に見直した。【RSU】

(ウ) 災害補償

これまでに派遣された支援群等の事例等を検討し、事案発生時の業務処理に万全を期した。【RSU】

ウ 教訓・提言等

(ア) 法務業務

- a 宿営地候補地選定のための考慮要件の追加

当該土地には地権者が多数所在したため、宿営地の整理手続きを進める上で、その取扱いには十分な配慮をしなければならなかった。

このため、今後海外において、自ら宿営地候補地を選定するような場合には、「当該土地は、権利関係が複雑でないこと」を、選定時の考慮要件として挙げるべきである。この際、国有地を選定し得るならば、これが最も有利である。【10次群】

- b 書簡の活用

宿営地整理に関しては、治安状況及び関係者の不在等により適宜に調整が実施できない状況であったため、我が意図の伝達に書簡を用いた結果有

第2編 イラク人道復興支援

効であった。証拠が残る書簡という意味伝達手段の活用は、同時期に多数の相手に我が意図を正確に伝えることが可能であり、今後、国外においても活用することが望ましい。【10次群】

(イ) 損害賠償

- a 派遣当初、クウェートの国内法について知識が乏しく、交通事故時の対応や的確な法的助言に支障をきたすおそれがあり、出国前にクウェートの国内法（概要）について情報収集し把握しておくことが必要であった。

【RSU】

- b レンタカーの保険の細部内容が不明確であり、当初、各車両がどのような保険に加入しているのか分からず、また、交換公文によるクウェート政府との窓口等が不明であったため、出国前に派遣先国のレンタカーの保険の細部内容を具体的に把握しておく必要がある。【RSU】

(ウ) 災害補償

死亡事案が発生した場合、陸幕や派遣元部隊及び遺族等との密接な連携に基づき葬送式等の行事等との関連に留意しつつ迅速な処理に努める。その他の負傷等については、被災者の帰国日までの診断書等の関係資料の収集に漏れないように措置（必要により在外公館等の協力を依頼）するとともに、先行的な調整による調査、資料収集等を実施することが必要である。

【RSU】

6 情報

(1) 部隊の活動状況

ア 全般

(ア) 終結命令の発令から撤収活動の全期間を通じ、情報要求に、基づく収集努力の指向を明確にし、業務支援隊と連携するとともに、活動部隊からの情報資料を総合的に分析・評価して各部隊に提供した。

また、終結命令発令後の脅威見積を実施して、撤収に関する群長の状況判断に資する等、最新の情報を提供して部隊の安全確保に直結する情報活動を実施した。【10次群】

(イ) 派遣の終始を通じ、統幕統合情報部、陸幕情報課、業務支援隊第2科、アメリカ軍、日本大使館、航空自衛隊及び関係業者等と連携した情報組織を活用して離脱前後の支援群等の安全確保、クウェートでの活動時の安全確保及び撤収活動に資する各種情報の迅速かつ正確な収集・伝達を重視して、情報業務を実施した。

この際、サマーワからの撤収時の群等及び後送コンボイの安全確保、クウェートでの空港・港湾における整齊として活動に資する情報収集を重視した。【RSU】

イ 活動成果

(ア) 情報業務

a 6月19日のマリキ首相によるムサンナ県の治安権限委譲に関するアナウンス及び同20日の陸上自衛隊撤収アナウンスによる情勢の変化に伴い、撤収活動間の脅威見積を実施して支援群長の状況判断に資するとともに、指揮官・幕僚間の認識の統一を図った。【10次群】

b 撤収アナウンス発表以降は、EEIに「撤収アナウンス後の住民・部族の感情の変化及び各種勢力への影響は」を加え、情報要求を明確にするるとともに、活動部隊に対して、地域住民及び役務雇用者等の感情に着意した情報収集活動についてタスクブリーフィング時に徹底した。【10次群】

c 支援群等の離脱時（後送コンボイの運行を含む。）の安全確保、離脱時における不測事態発生時の対処に資する情報業務、離脱開始前後の気象状況特に砂嵐の発生予測及びタリル空軍基地周辺の情報見積を補完拡充し航空自衛隊衛隊から情報収集し、業務支援隊第2科に提供した。【RSU】

d MSR上の情報見積に関し、「支援群等の離脱及び後送コンボイの運行に及ぼす脅威は？」をEEIとして情報収集努力を集中し業務支援隊第2科と認識を共有した。

この際、過去6ヶ月におけるイラク〜クウェートまでのMSR・ASR上での事案発生状況を整理し、事案の多発地帯・多発時間帯について分析し、業務支援隊第2科等に情報提供し支援群等の離脱及び後送コンボイの運行の安全確保に努めた。

さらに、クウェート所在民間警備会社から日々MSRの事案発生状況について情報提供を受け、業務支援隊第2科等に情報提供した。【RSU】

第2編 イラク人道復興支援

(イ) クウェートにおけるRSUの情報業務

- a RSUの活動に資する現地新聞・公刊情報及び日本大使館等から情報収集し、適宜必要な情報を隊員に提供した。

この際、頻繁に発生する主要道路での交通事故に活動部隊が遭遇することが予想されるため、交通事故状況（1日平均2件）を整理して掲示するとともに、安全教育を実施し安全意識の高揚及び事故防止に努めた。

【RSU】

- b レバノン情勢に関連し、クウェート市内において市民による反アメリカ・反イスラエルデモが頻発し、業者調整時等に遭遇する恐れがあったため、悪化するレバノン情勢に関しアメリカ軍、日本大使館及び公刊情報を基にクウェート国内のデモ等の情勢に関して見積もり、隊員に適宜安全確保に資する情報を提供した。【RSU】

- c 情報収集の専門部隊が編制されていないことから、業務支援隊第2科、日本大使館・アメリカ軍等と連携して情報資料を入手するとともに、業者等との人間関係を最大限活用してHU情報の入手（協力者約5名獲得）に努めた。

また、活動時の視認情報の提出を隊員に要求し情報収集に努めた。

【RSU】

(ウ) 通 訳

各種業務調整、アメリカ軍表敬及び現地新聞の治安関係記事の翻訳等約60件の通訳業務を実施したが、1名の通訳では広範多岐な通訳業務が困難なことから、英語能力のある第1科長・第2科長を準通訳要員として隊として直轄運用した。【RSU】

(エ) 保 全

a 全 般

- (a) 撤収命令発令後、直ちに厚生センターに電話・メール等実施時の注意事項を掲示するとともに、全隊員に対するまとまった教育が困難なため、保全教育資料を各部隊に配布して各部隊ごとの機会教育等の実施により部隊、隊員の保全意識の高揚を図った。

また、保全担当者会同を実施して、じ後の保全に関する考え方を説明し、各部隊への普及・徹底を図った。【10次群】

- (b) 現地での撤収活動の終始を通じ、各種勢力による妨害活動及びテロ行為を未然に防止し、支援群等の安全な離脱・離隔支援及びクウェートにおける行動の自由と安全確保に資するため、秘密保全組織を確立し、各種規則に基づいた合規適正な各種保全施策を実施するとともに、隊員の保全意識を維持させた。

この際、特にクウェート入りした記者に対する交代要員の派遣及び支援群等のイラクからクウェートへの細部移動計画に係る保全を重視した。【RSU】

b 活動成果

第4章 撤 収

- (a) 終結命令発令直後に厚生センターに電話・メール実施時の注意事項を掲示するとともに、各部隊の隊員一人一人に対して徹底を図った。

また、留守家族支援用メール・電話回線の使用終了による家族等への不安感の払拭のため、メール等の一例を群第2科で作成し、家族等への資とするとともに、保全の徹底を図った。【10次群】

- (b) 帰国前教育において、部隊行動の秘匿、各人の行動予定の秘匿等、諸注意事項について徹底するとともに、クウェート到着時及び帰国時の報道対応及び家族等への連絡要領を重視して教育し、保全意識の高揚を図った。【10次群】

- (c) クウェートにおいて、当初ワイヤレス電話（親機と子機がある電話）を使用していたが、ワイヤレス電話の子機による通話は市販の機材により会話を傍受されるため、固定電話に交換して業務を実施した。

【RSU】

- (d) 宿泊施設、KGL倉庫及びPWC洗浄施設等の保全点検（3コ地域、計49カ所）を実施した。【RSU】
- (e) 秘密に関する物件等の確実な保管の為、規則に合致した金庫を現地調達し保管するとともに、日々及び定期点検を実施し保全事故の絶無を図った。【RSU】
- (f) パソコンからの情報漏洩防止の為、宣誓書を作成させ保全事故の未然防止に努めた。【RSU】
- (g) 撤収・帰国時における保全に資するため、帰国要領に関し、関係のない部内外者に対する保全を徹底し安全確保に努めた。【RSU】

(オ) 地 誌

a 全 般

クウェートでの撤収活動等に関係する地域の地誌資料に関し自ら実地に偵察し入手するとともに、日本大使館、航空自衛隊及び関係業者等から入手して活動に資するようにした。この際、指揮所から主要施設までの経路状況・キロ程・危険箇所、周辺状況を重視して情報収集した。【RSU】

b 活動成果

- (a) 情報収集により整理・提供した地誌資料は、アメリカ軍基地（キャンプバージニア・キャンプアリフジャン、ムバラク空軍基地）、公館（アメリカ大使館・レバノン大使館）、その他の施設（KGL倉庫・PWC洗浄施設、クウェート警察検問所、シュワイク港・シュワイバ港）等18カ所及びホテル・市場等9カ所について実施した。【RSU】
- (b) 実際には入門できない場所、撮影禁止場所等があり、実地に地誌資料を獲得できない場合もあったため、インターネットの航空写真を活用した。【RSU】
- (c) アメリカ軍は、頻繁に基地使用に関する規則を変更することがありアメリカ軍基地使用時にアメリカ軍とのトラブルの元となり、業務の遅滞を招く恐れがある事から、継続的にアメリカ軍と基地使用に関する規則

第2編 イラク人道復興支援

等の入手を図るとともに、関係部署に情報提供した。【RSU】

(2) 教訓・提言等

ア 情報業務

(ア) 宿营地撤収等の情勢の変化に伴い、EEIを変更して新たな脅威を明らかにする上で、日本隊に対する住民・部族の感情の変化に注意して収集努力を指向することは極めて重要である。【10次群】

(イ) 宿营地外活動の縮小に伴い、宿营地外での情報収集は困難となったことから、宿营地役務雇用者（役務警備員含む。）等から得られる情報を群第2科へ報告することを徹底し、継続的な情報収集を実施する着意が必要である。

【10次群】

(ウ) 陸自に対するHU情報組織構成のため、現地到着後の速やかな人間関係・信頼関係を構築し信頼性ある情報の入手が必要である。【RSU】

(エ) HUの確保及びHUからの情報獲得のため、専門的知識を持つ情報保全関係要員による編制が必要である。【RSU】

(オ) 現地におけるアメリカ軍関係及び業者等との調整において、円滑な業務実施のため各係等ごとに1名以上の英会話能力のある隊員を編成に入れる必要がある。【RSU】

イ 保全

(ア) ワイヤレス電話（親機と子機がある電話）は市販の改造アマチュア無線機（周波数帯を任意に可変できる。）等により盗聴可能であり通話内容を傍受される危険性が高いため、重要な内容については固定電話を使用する必要がある。【RSU】

(イ) 撤収業務においては、役務業者等の部外者を活用することから、保全に関する処置が重要であった。このため、役務業者及び使用施設等に対する保全処置を確実に行うためには第2科の組織に情報保全隊等からの適任者をもって適切な保全処置を行う必要がある。【RSU】

(ウ) 撤収時の膨大な後送作業から役務業者の活用は不可欠である。他方、装備品の中には、防衛秘密物件等もあり、保全措置が必要であることから、後送作業中における業者が管理する部外倉庫内に装備品を保管する場合は、確実な日々の員数・状況点検等が必要である。

また、後送作業中における業者管理の施設の点検は確実に実施し、施設の保全点検機材を操作できる情報関係部隊の隊員を編制することが必要である。この際、点検実施においては、休日等を活用し、点検自体を秘匿する事が重要である。【RSU】

ウ 地誌

(ア) 地誌資料の入手において、実地での資料入手が困難な場合は、グーグルアースからの航空写真等の入手が容易かつ有効である。【RSU】

エ その他

他国軍の基地使用においては、基地使用等に関する継続的な規則等の入手と関係部署への速やかな情報提供が必要である。【RSU】

7 通 信

(1) 部隊の活動状況

ア 全 般

- (ア) 支援群は、第1次群から第10次群までの2年6ヶ月にわたり構成した通信組織を、部隊の安全確保に留意しつつ、段階的に収縮・撤収するとともに、RSUとの密接な連携のもと、官・民併せて283品目の通信電子器材に対して計画的な後送業務を実施し、27日間で全通信組織の撤収及び後送を完了し、部隊の整齊円滑な宿営地の離脱に寄与した。【10次群】
- (イ) RSUは、Cバンド衛星通信、インマルサット及び携帯電話をもって本邦及びサマーワと音声・データ及び映像回線を確保するとともに、Cバンド衛星通信撤収後においては、インマルサット及び携帯電話により通信を確保した。【RSU】

イ 通信組織の構成・維持

(ア) 有線通信

宿営地内の指揮・連絡に必要な通信力を維持しつつ、逐次規模を縮小するとともに、電子交換装置撤収後は、不測事態対応及び情報収集のための直通回線を新設し、通信の確保に努めた。【10次群】

(イ) 無線通信

a AM通信

復興支援任務に必要な通信力を維持しつつ、逐次規模を縮小し、離脱容易な態勢に移行するとともに、タリルに先行する部隊に対しては、業務遂行及び不測事態対処に必要な通信力を付与し、段階的かつ計画的な撤収を実施した。【10次群】

b FM通信

復興支援任務及び宿営地内の指揮・連絡に必要な通信力を維持しつつ、逐次規模を縮小し、段階的な撤収を実施した。【10次群】

(ウ) 衛星通信

- a 本邦との密接な連携及び調整のもと、本邦からサマーワの衛星回線を逐次縮小しつつ、バグダッド、バスラの拠点を計画的に閉所するとともに、中東の衛星拠点をクウェートに段階的に移行し、じ後のRSUの活動や航空自衛隊隊の復興支援活動の継続に寄与する事ができた。【10次群】
- b 段階的に宿営地内の端末数を縮小し、本邦との衛星回線が停波後は、インマルサットを活用し、部隊のサマーワ離脱直前までデータ回線を維持・確保した。【10次群】
- c 支援群等及び役務業者（NTT）の協力を得て、Cバンド衛星通信をRSU指揮所及びクラウンプラザホテル屋上に開設し、本邦及び支援群等との通信を確保した。
この際、障害等発生に際しては、現地保守要員（役務業者2名）をもって迅速に復旧させ衛星通信回線を維持した。【RSU】
- d 支援群のKuバンド衛星回線撤収後は、キャンプバージニア及びクウェ

第2編 イラク人道復興支援

ート分遣班の自動即時網及びデータ回線をRSUのCバンド衛星通信により支援した。【RSU】

(エ) その他の通信

a インマルサット(R-BGAN)をCバンド衛星通信の予備回線として準備した。【RSU】

b 本邦契約の携帯電話(スラヤ、ノキア)をもって、移動及び活動間の通信として活用するとともに、サマーワのXバンド衛星通信撤収後、各部隊等との主要な通信手段として活用した。

また、後送業務実施間KGL倉庫等との連絡確保のため現地携帯電話及びシークル(DIIオープン系用メールソフト)を活用し、音声、データ通信を確保した。【RSU】

(オ) 映像・写真

撤収及び後送業務に関する映像資料を収集するとともに、宿营地離脱の際の各種行事の映像支援を実施した。【10次群】

(2) 教訓・提言等

ア 通信組織の構成・維持

(ア) 後送業務においては、陸幕及び統幕のみでなく、補給統制本部、中央輸送業務隊及び関東補給処等との間のデータ通信所要が多いため、RSU派遣当初から陸幕等と調整してこれらの部署に部内系メール用端末を設置できるよう調整することが必要である。【RSU】

(イ) インマルサットについては、任意の場所で音声及びデータ通信を実施する上で極めて有効な手段であるが、使用地域の環境把握が必要であるとともに、現地インフラ環境の把握及び予備手段についても検討が必要である。【RSU】

イ 通信機材の保全処置

(ア) 無線機等の後送時は、鍵及びチェーンによる保全処置が必要であり、その実施については確実に監督、徹底する着意が必要である。【10次群】

(イ) 保全処置に際し、破壊等を実施する場合の作業については、事前に各担当者に調整し、その要領について認識統一を図り安全管理態勢を万全にして実施する必要がある【10次群】

ウ 予備手段の確保

海外で活動する際には、衛星通信の予備手段及び衛星通信撤収後の通信確保のため、各種の予備通信手段の確保が重要である。この際、現地インフラを活用(インターネット網、携帯電話等)できれば有利であるが、保全に留意する必要がある。

エ 通信機材のレンタル

衛星通信機器等(Cバンド、Kuバンド等)を本邦民間業者からレンタルして使用することが多いが、撤収支援部隊は最後の部隊であるという特性から自ら通信組織を撤収しなければならないため、最後まで通信組織を維持できるよう現地において民間業者の機材を引き渡しできるよう契約するのが有利であ

第4章 撤収

る。これにより、撤収支援部隊が最後まで構成した衛星通信機材を使用できる環境ができ、本邦との連絡調整が容易となるため、じ後、検討する必要がある。

【RSU】

第2編 イラク人道復興支援

8 兵 站

(1) 各部隊の活動状況

ア 全 般

- (ア) 宿営地の撤収においては、兵站機能を段階的に縮小して無駄のないスリムな兵站態勢への移行を行うとともに、迅速かつ安全な部隊等の離脱に対応するための各種兵站支援を行った。【7次群以降】
- (イ) 宿営地のスリム化の促進、撤収計画の修正等を実施するとともに、6月20日の撤収命令発令以降は、各種計画に基づき整齊と業務を実施し、30日間をもって無事、宿営地の撤収を完了した。【10次群】
- (ウ) イラク後送業務隊は、部外力及び既存の施設を最大限活用して兵站業務を実施するとともに、復興支援群等との密接な連携により整齊・円滑な後送業務を実施した。【RSU】

イ 活動成果

(ア) 各復興支援群の活動

a 物品の掌握・整理

(a) 全 般

- 1 指揮転移直後から宿営地内の物品の現況を掌握し、現物と書類の不符号を改善するとともに、コンテナ収納品の収納率を調査し、野外に集積されている装備品（天幕の構成・付属品）を主体に員数を確認してコンテナへの収納・整理・倉庫管理の効率化を推進した。

【7次群以降】

- 2 群が保有する全ての物品の保管場所毎（コンテナ、天幕、キャラバン）のデータベース化作業の推進を図った。【8次群】

- 3 撤収の開始も見据えて、物品の現況調査を実施し、不用決定申請書類の準備、管理簿等の整理を実施するとともに、撤収プロジェクトチームに関係者が参加し、撤収準備に関する各種検討、TV会議の資料作成等を実施した。

また、RSUの計画する後送業務教育に関係者が参加し、後送業務全般の理解に努めるとともに、特に、物品の集積要領、梱包要領、コンテナへの集積要領について練度向上を図った。【10次群】

(b) 未活用（不用）品の後送準備

- 1 将来の活動の変化を見据えて、不用物品を判断し、約2万点以上に上る「不用物品一覧表」を作成するとともに、陸幕に上申し、じ後の宿営地における物品の管理及び後送、処分等に関する検討の基礎資料を作成した。【7次群以降】

- 2 不用品の掌握と並行的に陸幕及び業務支援隊と積極的に後送に必要な輸送調整を実施し、その一部のコンテナ、使用頻度の低い車両等を選定し、クウェートまで後送した。【7次群以降】

(c) コンテナの整理及び再配置

物品の掌握段階において、宿営地内にある約550本のコンテナの収

第4章 撤収

納品を確認し、管理区分毎に物品の集約を図ることにより発生した空コンテナを再配置して、じ後の不用物品の本邦後送等の準備を実施した。

また、じ後のコンテナの移動等を掌握できるように、サマワ宿営地コンテナ配置図を作成し、コンテナの動きを掌握し、整理を推進した。この際、移動距離が300m以内の移動であれば、バケットローダーでの移動が有利である。【7次群以降】

(d) 未使用天幕の撤収

使用されていない業務用天幕一般用、フライシート等及び老朽化しているアラビア天幕を撤収し、管理の効率性を図った。

この際、アラビア天幕内に収納されていた天幕用ストーブ、天幕用空調機等をコンテナに整理収納した。

また、不要品等の集積を実施し、宿営地の環境美化と生活環境の向上を図った。【7次群以降】



(老朽化したアラビア天幕等)



(天幕内の天幕用ストーブ)

(e) 物品洗浄場の開設

物品を掌握、整理するに当たって必要な、「物品を整備する場」として活用できる物品洗浄場を開設し、物品の水洗いが可能となるとともに、それに接続する乾燥及び格納が輕易に実施できるような環境を整備した。【7次群】

(f) 産業廃棄物置場の開設

物品の掌握、整理を進める段階において大量に発生することが予想される各種廃材及び宿営地内に分散して配置されていたゴミのうち、処分に当たって役務業者に売り払い等の措置が可能なものについて、1ヶ所にまとめ「産業廃棄物置場」を開設し、物品処分の効率性の向上を図った。【7次群】

(g) 不用決定の推進

主として需品、庁用・営舎用品の不用決定を5品目(698点)を実施するとともに、不用決定手続きについては4品目(153点)を実施した。保有物品の保管場所毎のデータ化物品の保管場所・数量が、コンテナ、天幕、キャラバンの配置要図と連動した品目表を作成しじ後の不

第2編 イラク人道復興支援

用決定の準備を促進した。【8次群】

(h) 未活用物品の後送

指揮移転直後から未活用物品を遡定・集積し物品管理区分毎のコンテナに梱包し、後送準備及び後送を実施した。後送したコンテナは71本、後送準備完了したコンテナは24本にのぼり、これにより部隊の即応性の向上が図れた。

また、未活用のドラッシュ天幕39張（トレーラ付き）及び使用頻度の低い車両等を22両後送した。【9次群】



(Tレックスによる20ftコンテナ積載) (重レッカーによるトレーラ積載)

(i) コンテナヤードの開設

未活用物品の後送からじ後の物品後送を容易かつ迅速に実施することを目的に宿営地の南東にコンテナの一時集積場所であるコンテナヤードを開設した。【9次群】

b 宿営地の撤収

(a) 撤収の実施

RSUの計画する後送計画に基づき、宿営地に所在する18万5千点の本邦後送品（コンテナ123本分）の集積、梱包、コンテナへの積載を実施した。

本作業は、RSUの作成・標示した時期別回収品目標に基づき、所要の時期に各中隊等が物品を集積、引き渡しを行った後、宿営地の各所にドラッシュ天幕等を利用した作業所を開設し、通信、火器、車両、施設、弾薬、需品等の物別に区分して作業を実施した。【10次群】

(b) コンテナ123本その他、レンタルの冷凍コンテナ、空コンテナ、クウェート処分品、隊荷に区分するとともに、宿営地の縮小に応じたコンテナの整備を行い合計337本をクウェートに後送した。【10次群】

(c) サマーワ宿営地に存在する合計203台の車両について、兵站機能の持続や撤収作業の融通性を考慮して車両の後送時期を定め後送するとともに、故障状況等に応じて、逐次、変更を行った。また、後送作業においては、車両の誘導、操縦（積み込み）、固縛等の要員を指定し、各車

第4章 撤収

両に応じた適切なコンボイへの積載方法を選択し、業務の効率化を図った。【10次群】

- (d) 撤収に伴う役務コンボイは、トレーラ数323両にのぼり、業務支援隊等と調整して誘導等を実施した。

特に、警衛所でのゲート通過においては、トレーラが幅広であること、役務ドライバーの技量がまちまちであること等から、故障事案等が発生し、時間統制等に若干の影響を及ぼした。【10次群】



- (e) 不用決定

- 1 撤収に伴い損傷の著しい物品等については、それぞれの承認区分ごとと不用決定申請を作成するとともに、認可された物品は、各形態等に応じてクウェート等への後送、現地破棄、残置等を実施した。

不用決定物品は、民生品も含めて、合計で約1千品目、10万点であった。【10次群】

- 2 宿営地に残置することが適切な物品等については、銘板の除去、保全の処置等を実施した後、努めてこれらを物品ごとに整理し、宿営地の施設等に收容した。【10次群】

- 3 不用決定あるいは宿営地の整備等で発生した大量の産業廃棄物については、役務等を活用し、処分した産業廃棄物については、大型ダンプ26両分になった。【10次群】



- (f) 宿営地の兵站機能の縮小

- 1 約30日間の撤収において、必要な兵站機能を維持しつつ、逐次、その機能を減少するとともに、先行班出発後（撤収10日前）からは、耐久食主体の給食、入浴・洗濯等の制限、対象を精選した各種整備等を実施しつつ、加速する撤収業務に適切に対応した。

また、調達については、業務支援隊第4科等と密接に連携し、備蓄、

第2編 イラク人道復興支援

予備を考慮しつつ、必要な物を厳選して実施した。【10次群】

2 日々、RSU及び業務支援隊第4科とのミーティングを実施し、後送業務等に関する認識の統一や問題点の把握、実施要領の徹底、業務の改善等を行うとともに、サマーワ宿営地に所在するコンテナ350本及び車両203両の後送、宿営地内の各施設・天幕・残置するコンテナ等を活用した物品の集積・整頓を行った。【10次群】

c 整備

(a) 撤収に伴い、限定した装備品の高段階整備に逐次移行しつつ、復興支援活動等に必要な各種予防整備を継続し、撤収業務の進展に寄与した。

(b) 予防整備

撤収開始以降も、車両、発電機等、撤収完了までに必要な装備品等については、継続かつ計画的な予防整備の実施により物品の可動率向上を図った。【10次群】

(c) 故障整備

撤収終盤においては、車両の後送が行われる一方、J任務等に必要な車両等の確保のため、組み替え整備を実施し、復興支援活動との調和を図った。【10次群】

d 自隊輸送

撤収に関連した、弾薬輸送を含め201コンテナで合計460本、車両で203両をそれぞれ梱包、積載、後送した。【10次群】

e 撤収のための施設整備

(a) コンボイ駐車場には、役務警備員のための休憩所（プレハブ）1棟が設置されているが、撤収に伴うコンボイの増加が予想されるため、新たに1棟を増設した。【10次群】

(b) 第1ゲート進入路拡幅

車両輸送用大型トレーラ進入時、第1ゲート進入路の幅員が狭くバリケードシステム及びヘスコが破損したため、車両突入防止との節調を図りつつ進入路の線形・幅員等を検討し、改修を実施した。【10次群】



【 施 工 前 】



【 施 工 後 】

(イ) イラク後送業務隊の活動

a クウェートにおける準備活動

(a) 全 般

4月7日、業務支援隊交代要員6名をクウェートに派遣し、主力到着までの間に各種受け入れ準備を実施するとともに、交代要員の活動拠点はクラウンプラザホテルに設定し、業務支援隊クウェート分遣班の支援を受けて活動準備を遂行した。

この際、RSU主力が現地到着後、速やかに撤収活動を実施できるよう活動基盤等の準備を推進するとともに、主力受け入れのための各種業務を遂行した。

(b) 活動基盤の準備

1 指揮所の確保及び準備

RSUの活動基盤(指揮所、会議室、プレスセンター、家族連絡室)をクウェートのクラウンプラザホテル内に確保し、じ後、業者及びホテル側と調整し、各種備品等の取得及び設置を実施するとともに、主力隊員の居室及び生活基盤等を確保した。

また、業者との協同によりクラウンプラザホテル屋上に衛星通信を構成して、本邦等との通信を確保した。

2 活動現場(KGL倉庫、PWC洗浄施設)の準備

役務業者と調整しつつKGL倉庫内の各種準備を実施するとともに、実際にサマーワから後送品を受領し、後送業務のトライアルを実施することにより、本邦検討時の業務遂行要領の確認・見直しを実施した。

また、KGL倉庫以外の予備活動現場(キャンプドゥーハ跡地、スレイビア倉庫)の現地調査を実施した。

(c) 主力の受け入れ

1 主力の派遣が濃厚となった以降、本邦からの部隊隊貨の受領・掌握を行うとともに、本邦及びクウェート分遣班と受け入れ業務に関する各種調整を実施し、主力の受け入れ要領及び到着後の行動の具体化を図るとともに、6月27日クウェート空港において主力の受け入れを実施した。

2 慣熟訓練の調整及び実施

クウェート分遣班と調整しつつ、射撃訓練及び操縦訓練の要領を計画及び実施した。この際、特に操縦訓練を重視した。

b サマーワにおける活動

(a) 装備品等の後送及び処分の準備

1 全 般

4月10日、業務支援隊交代要員として派遣された12名は、宿営地のスリム化を実施中の支援群を支援しつつ、支援群及び業務支援隊と調整、装備品の状況把握に着手し、後送・処分計画の作成、物品の

第2編 イラク人道復興支援

処分準備、処置区分票の貼付等を、目標としていた5月中旬には概成することができた。

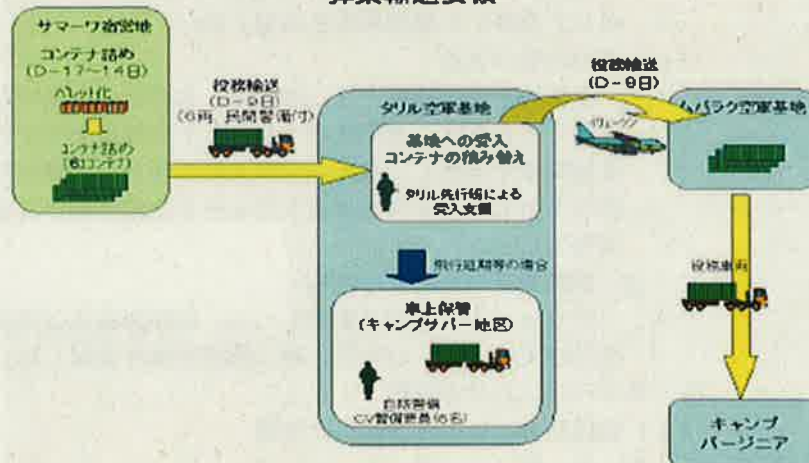
支援群への部隊交代後、支援群長の新たな指針を受け、具体化検討を実施して計画を修正するとともに、これにより明らかとなった余剰コンテナの後送、撤収開始以降のコンテナ作成に必要となる空コンテナの確保を実施した。

2 後送・処分計画の作成

(1) 後送計画

- a 第9次群が実施した、宿営地のスリム化に伴う装備品等の後送においてあきらかとなったコンテナ詰め等の諸元、特に1日当たりのコンテナ作成能力、所要隊力及び日々の差し出し可能人員、支援群長の撤収に伴う指針を踏まえて物品後送計画を完成した。
- b 撤収開始に先立ち、物品後送に必要なコンテナ110本及び物品後送用コンテナ約50本の合計約160本の空コンテナを確保するよう支援群と協力して計画した。
- c サマーワからタリルまでの弾薬の輸送は、移動間のIED等のリスク回避のため、輸送及び警備とも役務により実施することとし、これに加えて輸送中の弾薬の被害を局限するための保全処置、警備強化、積載する弾薬の分散等の各種対策を実施した。
- d 弾薬の輸送に当たっては、弾薬が危険物であること及び航空輸送による各種制約を克服する必要があるとあり、早期から陸幕、補統本部及び支援群と綿密に調整して、弾種・数量に応じた弾薬コンテナ作成計画を作成した。

弾薬輸送要領



(2) 処分計画

不用決定された装備品等の集積、破壊等の時期・要領について計画するとともに、不用決定された装備品等の銘板除去に当たっては、進捗管理ができるよう削除対象品目・数量を明らかにして各部隊に明示した。

3 処置票の貼付

第9次群による宿営地のスリム化に伴う装備品後送終了後（4月下旬）から5月中旬までの間、各部隊の協力を得て各装備品等への処置票の貼付けを実施した。

4 空コンテナの確保及びクウェートへの後送

5月下旬から6月中旬までの間、撤収開始以降の輸送所要を軽減するとともに、撤収開始当初の後送装備品等の積載用コンテナを確保するため、コンテナ整理を実施して空コンテナ約160本を確保し、内110本を6月9日から13日までの間クウェートに後送した。

5 装備品等の不用決定準備

第9次群活動間から作成を着手した約1,000品目10万点の不用決定申請書類について、陸幕装備部、衛生部及び補給統制本部の協力を得て復興支援群の作成業務を支援した。

(b) 装備品等の後送等業務の実施

1 全 般

撤収命令発令後、サマーワ後送班、支援群及び業務支援隊第4科の要員をもって業務支援隊第3科事務室内にサマーワ後送センターを開設して、本格的な後送業務を開始した。

撤収開始以降も離脱日について数度見直しが行われ、後送等計画についても修正が必要になった。

この際、いかなる不測事態にも対応できるよう努めて業務を前倒しすることにより、計画どおり業務が進まない場面が生じたものの、部隊の離脱開始までに主要な装備品等の後送、処分をおおむね終了することができた。

部隊の離脱開始以降、タリル先行班に輸送調整、車両積載要員として人員を差し出すとともに引き続き装備品等の後送、処分業務を継続した。

2 コンテナ詰め

(1) 撤収開始以降、134個のコンテナを支援群統制の作業により作成したが、酷暑時期を考慮して作業時間を比較的涼しい0700～1130時期に設定し作業の進捗を図った。

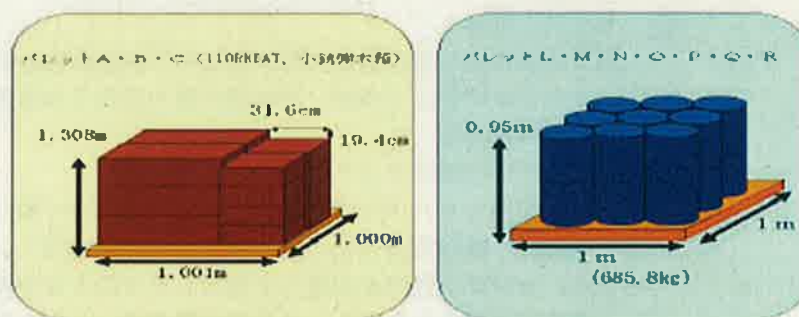
また、後送装備品等の集積時期を前倒して、常時、後送装備品等をコンテナ作成所に集積した状態とし、コンテナ作成作業の進捗を促進した。

(2) 弾薬コンテナの作成にあたり、弾薬の搬出路及び作業地積の確保

第2編 イラク人道復興支援

のため事前に防護壁（HESCO）の一部を撤去するとともに、弾薬輸送のためのコンテナは、クウェートから新たに作成・送付された弾種毎の専用パレットを活用して作成した。

パレット化要領



3 処分等

(1) 不用決定申請の上申・承認

撤収開始後、陸幕長及び補給統制本部長が承認権者となっている約5,000点の不用決定申請書を上申するとともに、支援群長権限で不用決定ができる品目約97,000点の不用決定手続きを実施した。

(2) 処分

保全等処置のため破壊等が必要な約1,000点は、重機、手作業により破壊、焼却処分を実施するとともに、破壊状況の証拠写真を確実に撮影した。この際、離脱日に破棄する物品については、離脱までの短時間に安全・確実に処分が実施できるよう、予行を含め

周到に準備した。

不用決定品等処分状況

通信線ドラム



トレーラ



広域監視システム



廃棄物処分状況

廃棄物置き場への集積



部族業者への引き渡し



c サマーワからクウェートへの輸送

(a) 全 般

- 1 サマーワ撤収調整所とクウェート撤収調整所との密接な連携の下、輸送業務を整斉と実施した。

撤収命令発令後、陸幕及びクウェート分遣班と輸送コンボイ、コンテナリフター等の取得調整を開始し、6月25日に第1回目の車両輸送コンボイを出発させた。

- 2 サマーワ宿営地での撤収状況に応じて後送品の輸送所要を把握・決定し、クウェートにおいて役務車両及び民間貨物機を確保するとともに、所要の時期にコンテナ及び車両をサマーワ宿営地又はタリル空軍基地からクウェートまで輸送した。

この際、IED等の脅威を軽減するとともに、宿営地を出入りする

第2編 イラク人道復興支援

コンボイ数を分散するため、複数の運行パターンを不規則に設定した。

- 3 支援群副群長を長とし、クウェートへの離脱支援及び弾薬輸送のクウェートへの空輸調整を任務とするタリル先行班に、全般統制要員、輸送調整要員及び車両積載要員としてサマーワ後送班、隊本部から支援した。

(b) サマーワ宿営地での準備

- 1 交代要員は宿営地にあるコンテナの掌握から開始した。支援群と調整しつつ、約550本のコンテナを掌握し、その後開始される宿営地の撤収に向けた準備を行った。
- 2 輸送コンボイの業務区分については、第3ゲート以前で実施されるコンボイの受け入れ及び送り出し業務を業務支援隊第4科で、第3ゲート以降で実施される車両誘導及び積載・固縛業務を支援群の支援を受けてサマーワ後送班が実施した。
- 3 コンテナ及び車両の積載に当たっては、各回、状況にあわせた資料を作成し、日替わりで差し出される支援群からの要員に対して、認識の統一を図った。

この際、車両については積載前日に集積させ、通信機及びバッテリーの盗難防止用チェーンを確認するとともに、国旗、部隊標識、車両番号等の覆いを実施した。

また、固縛に当たっては、要員集合時に着意事項等の教育を実施するとともに、固縛チェーン接触箇所には裁断毛布を使用して、物品の愛護に努めた。

(c) 部隊携行装備品等の輸送

1 武器・弾薬以外の装備品等

- (1) 役務車両をもってサマーワ宿営地からクウェートKGL倉庫等へ輸送した。

この際、離脱の終末段階においてサマーワ宿営地からタリル空軍基地への移動に使用した車両については、タリル空軍基地において役務車両に積載し、クウェートKGL倉庫等まで輸送した。

また、最終日のサマーワ宿営地からクウェートへの輸送車両数は、離脱前日になるまで確定しなかったため、予備を確保することにより柔軟に対応することができた。

- (2) コンボイで使用した役務車両は状態が悪いものが多く、輸送間、パンク、ガス欠、部品脱落等が発生し、その行動が遅延したため、徹底した運行前点検を実施するとともに、車両点検実施要領等について操縦手に指導を行った。

この際、コンボイに対する各種脅威による遅延が予期されたため、各種脅威情報を業者に提供し、その遅延を防いだ。

2 武器・弾薬等

- (1) サマーワ宿営地からタリル空軍基地まで

a タリル空軍基地からクウェートへの弾薬輸送について、輸送調整幹部を派遣して調整するとともに、業務支援隊長による米陸・空軍司令官への直接会談を実施し、役務業者とアメリカ軍の間で難航していた20ftコンテナ積載弾薬の基地搬入、弾薬保管、航空機への搭載の確証を得た。

b サマーワ宿営地からタリル空軍基地までの弾薬輸送は、他の輸送コンボイと同様、警備も含めすべて役務により実施した。

弾薬の強奪、IED等の脅威に対しては、各種対策を確立することによりリスク軽減を図り、予定通り輸送することができた。

また、タリル空軍基地に到着した弾薬輸送コンボイをゲートからホットカーゴエリア（航空機積載弾薬の一次保管場所）に誘導した後、民間貨物機到着を待ち、到着後に弾薬搭載を開始した。

c 弾薬輸送時のタリル空軍基地における不測事態発生時の弾薬保管場所、弾薬を積載した20ftコンテナの基地受入等の便宜供与に関する米陸軍との調整について、当初、契約の範疇ということで役務業者により実施したが、商ベースということで様々な制約を課せられたため、輸送調整幹部及び業務支援隊長を現地に派遣して調整したところ、多国籍軍間の撤収支援ということで、快く対応してもらい弾薬輸送、人員の離脱において何ら問題なく実施することができた。

(2) ムバラク空軍基地からキャンプバージニアまで

a ムバラク基地において、民間貨物機2機を受け入れ役務車両6両への20ftコンテナ6本の積み替えを実施するとともに、役務車両への積載完了後、コンテナはクウェート警察のエスコート支援を受けてキャンプバージニアまで輸送し、弾薬庫においてアメリカ軍の支援を受けコンテナを卸下了した。

b 民間貨物機の到着時間が当初の予定より4時間遅れとなり、大幅な計画の変更が必要となったが、CFLCC等の関係機関と調整し、異状なく輸送を完遂できた。

(d) 隊員及び個人携行装備品等の輸送

1 サマーワ撤収調整所において所要の調整を実施するとともに、タリル先行班をもってタリル空軍基地における隊員等の受入れ及び送り出し業務を実施した。

この際、支援群の離脱においてはサマーワ宿営地からタリル空軍基地までは、車両移動間の各種脅威等のため、多国籍軍ヘリの活用に努めるとともに、タリル空軍基地からアリアルサレム空軍基地までは、航空自衛隊輸送機を使用した。

第2編 イラク人道復興支援

タリル先行班の編成・業務要領

正務

タリル周辺及び多国路軍の情報収集

輸送及び管理調整

整備、衛生及び警務の各機能による主力等の支援

タリルQRFによる不測事態対処等

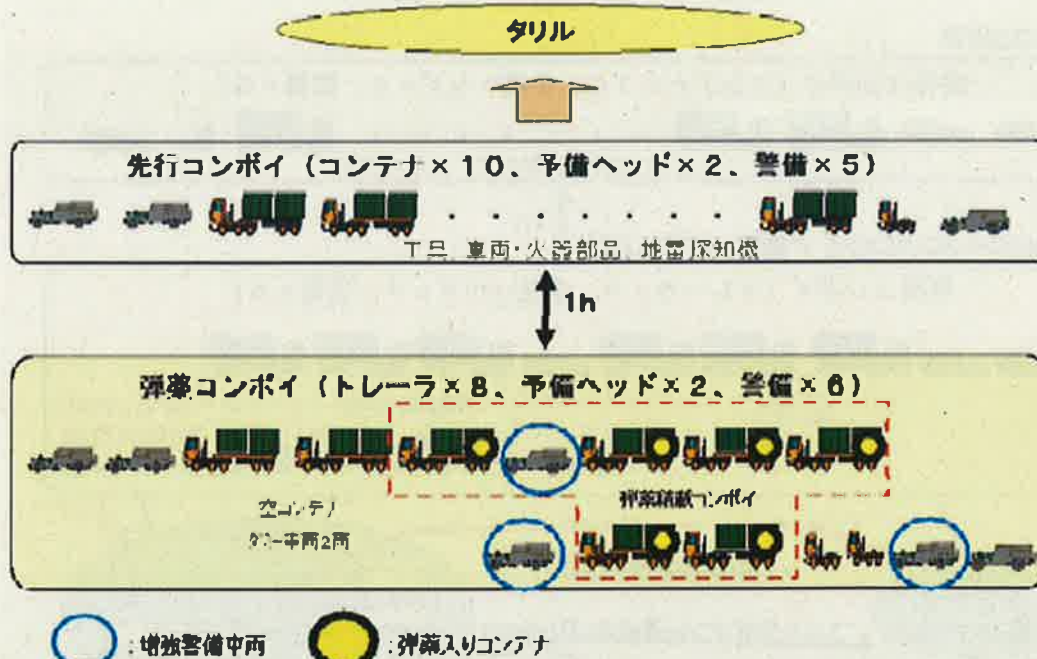
		タリル先遣班											
		本部		CH-3		車両機銃		整備		衛生		警務	
編成	幹	長:副隊長 通訳×1 情報×1 通信×2		整備×8 Mod×3 HSCo×4		HSCo×4 (2機)		秘衛×6		医食×1 看護官等×2		警務×2	
	策支	対外×1 管理支隊×2				図補×1							
	R3U	全機組員×1(輸送機専用) 輸送機×1(KW/15)				長×1 西門×7(内1名はKW/15)							
装備		IAV×2 (AM加装機) 小型×1 中型×1		IAV×2 JLAV×1 軽六×1 重六×1		電光5機運用×1 ※ 本部及び整備の車両は、D-9日役務車両により搬送							

		D-10	D-9	D-8	D-7	D-6	D-5	D-4	D-3	D-2	D-1	0
主戦				弾薬搬送		1機	2機		3機	4機		5機
人機	144PT1 JLAV機 5機					1機 144PT1 JLAV機	2機 144PT1 JLAV機		3機 10機	4機		タリル 機
設備			車内機 (AM加装機)			車内機						

2 主力の離脱各波のタリル空軍基地到着に応じ、航空自衛隊輸送機への搭乗及び部隊装備火器・弾薬の集積、パレット化、搭載に関するアメリカ軍との調整、隊員の誘導・指示を実施した。

第1波及び第5波については、急遽、基地で宿泊する必要が生じたため、アメリカ軍と調整して宿泊施設を確保するとともに、タリル空軍基地で回収した車両は7月16日及び17日に役務車両により、クウェートへ後送した。

弾薬輸送要領(サマーワ→タリル)



タリル基地での確認成果

1 結論

- (1) 保管の可能性 : 車上保管(自防警備処置必要)であれば可能(ASPへの保管不可)
 (2) 米軍からの積載支援受け : 役務輸送に対しては支援受け不可。自衛隊輸送に対しては支援受け可能

2 経路確認事項

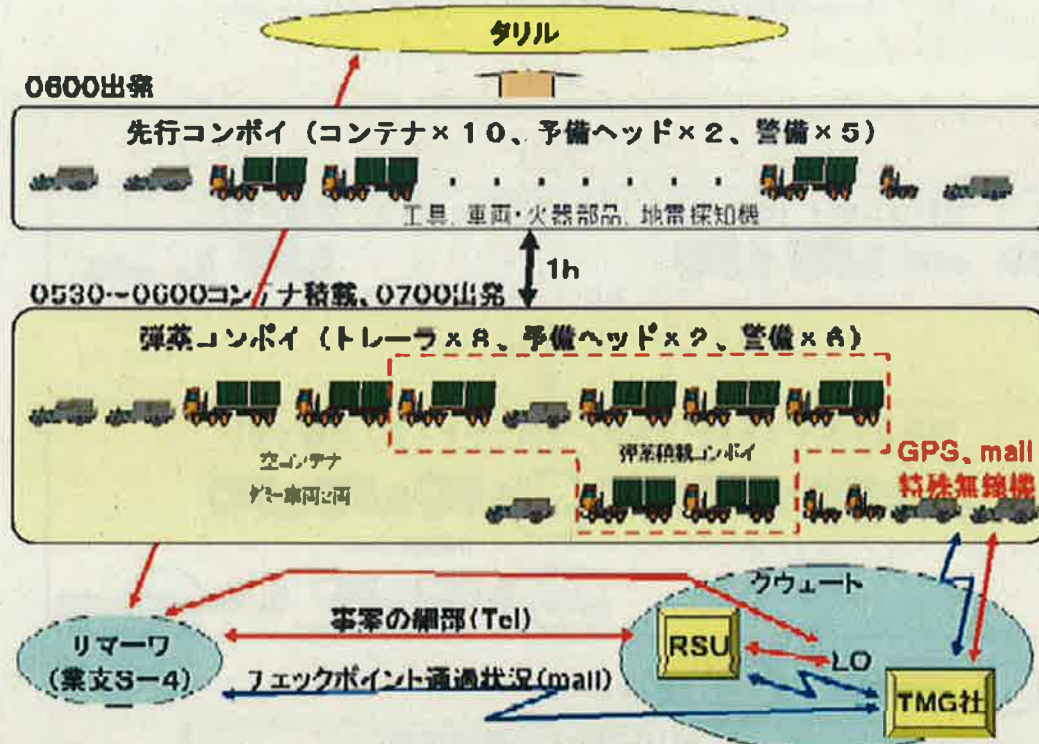
区分	確認事項	備考
基地への搬入手続き	2週間前に申請書類を提出 - 役務車両による場合は役務業者が、陸自車両による場合は陸自が実施	役務業者により搬入する場合は、申請書類提出時に陸自承認であることを証明(具体的要領は確認中)
弾薬の保管	- パレット等の内容品リストを準備し、陸自隊員が立会すれば、抽出検査を省略可能(民間企業による場合も同様) ⇒20ftコンテナによる基地への搬入、航空機へ積載可能 - 陸軍ASPでの保管は困難(保管能力上)であり、フェンノサバー地区(Px近傍の広場)等で車上保管(自隊による警備必要、警備要領については特段の規定無し)	- 車上保管地域において、豪雨との懸念が生じた場合は、他の地域を使用(相対適地) - 航空パレットに積み替えた後で保管する必要が生じた場合、滑走路脇のホットカーゴヤードにおいて保管 - 弾種によっては、所要の離隔距離をとる等の処置必要
航空パレットへの積留	車上保管位置において積み替え可能	ATOのロードマスターによる点検は、航空パレットへの積留時に実施
航空機への積留	- 軍用機であれば、米軍の支援受け可能 - ATOにおける抽出検査は、保管時と同様に省略可能	役務業者の場合は、米軍の支援不可
果支隊長による調整	表敬先 空軍: 基地司令(大佐) 陸軍: 軍団支援グループ長(大佐)	6/24~26を基点(純田: +1W)として相手先とスケジュール確認

※調整先

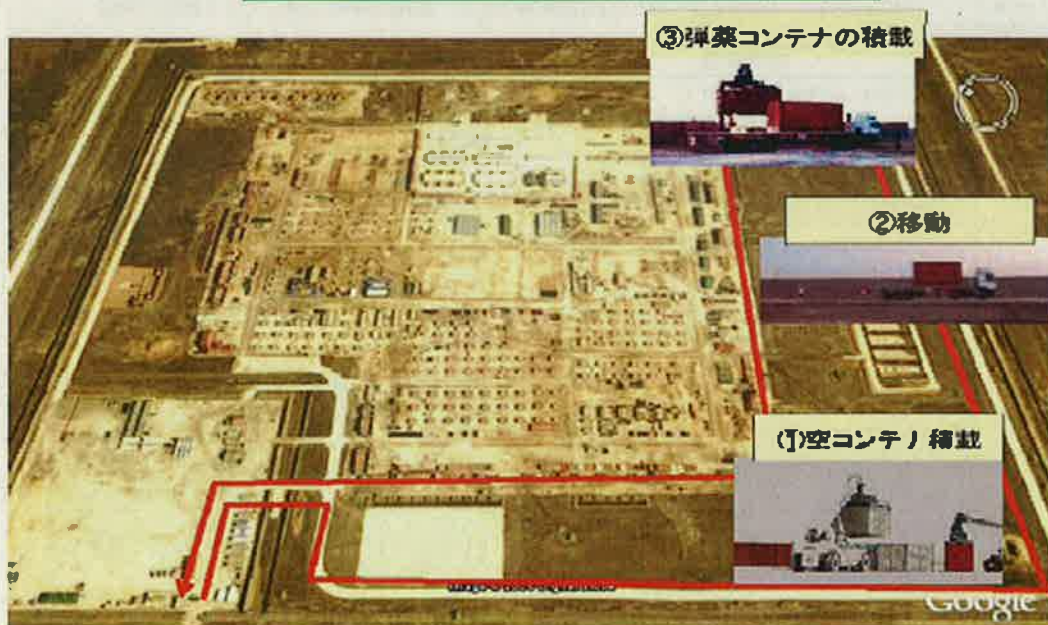
陸軍

空軍

移動隊形及び連絡態勢



弾薬コンテナの積載要領(サマーワ宿営地)



第4章 撤収

SW05:25 (KW04:25) コンボイ、弾薬庫進入
SW06:09 (KW05:09) 積載完了



弾薬コンテナの積載状況(タリル空軍基地)



1400:1番機到着
1416:2番機到着



IL/6イリュ シン



IL/6イリュ シン



積載状況

積載クレーンは左右に揺れな
いため車両の誘導が重要



2個並んでいるコンテナのうち
後方のみ積載可能



前方のコンテナは空コンテナ
(ダミーコンテナとして積載)

PWCの職員を同乗させて飛行

第2編 イラク人道復興支援

支援群等離脱状況

区分	7/7	7/8	7/9	7/10	7/11	7/12	7/13	7/14	7/15	7/16	7/17	...
人員	582	543	543	543	543	472	353	353	272	173		
その他	39				71	119		81	99	173		
タリル	リマ フ (16名) タリル (13名)			(19名) (19名) (11名) (14名)	(115名)		(20名) (20名) (20名) (21名)	(23名) (23名) (23名) (30名)	(14名) (54名) (39名) (66名)			
タリル	(33名)				(16名)	(41名)				(62名)		
アリ アル					(52名) (68名)	(31名) (49名)				(60名) (40名) (67名)		
	(33名)				(163名)	(71名)	(98名)			(219名)		

離脱支援状況(タリル空軍基地)

輸送コンボイへの車両積載



部隊装備兵器・弾薬の航空機積載準備



人員の搭乗



d クウェートにおける業務

(a) 全 般

業務支援隊と密接に連携して、所要の調整を実施するとともにクウェートにおける処分等の業務を実施した。

この際、役務業者との所要の輸送調整を実施し、クウェート後送隊をもって役務を最大限に活用して後送業務を実施した。

また、所要の時期に業務支援隊の実施する支援群等の帰国支援業務等を引き継いだ。

支援群長から各補給処長への装備品等の後送に際しては、発送元管理官業務の委任を受け、サマーワ後送班をもって所要の業務を実施するとともに、クウェートにおける不用決定の手続き等を実施した。

(b) 支援群等の帰国支援

7月16日(日)～7月24日(木)までの間、支援群等に対し帰国支援を実施した。

この間、帰国各波の出国支援、群長送迎等延べ130名・車両39両をもって支援を実施するとともに、意見交換会、キャンプアリフジャン研修、離隔支援等592名の帰国支援を実施した。

(c) キャンプバージニア日本隊事務所の撤収

キャンプバージニアに展開(借用)していたプレハブ事務所及び天幕等の清掃を装備品等の後送等処置と並行的に実施して、キャンプバージニア・コマンドセルに返納した。

後送物品である車両(44両)及び物品保管用倉庫に活用していたコンテナ(81本)は、保管物品の処置区分等を決定して、KGL倉庫等に輸送するとともに、コンテナ81本車両44両の撤収を実施し、借用していた日本隊事務所及び宿泊用の天幕をアメリカ軍に返納した。

(d) ナビスタ国境通過支援

7月4日、クウェート分遣班より業務要領について事前に申し受け、イラク・クウェート間の後送物品を輸送するコンボイ車両の国境通過の支援を7月17日まで延べ48回実施した。

(e) 装備品等の後送業務

サマーワ及びクウェートの後送所要を把握し、装備品等後送所要コンテナ286本99、464点及び車両289両を明らかにするとともにKGL倉庫及びPWC洗浄施設での進捗状況を踏まえ、当面の後送計画を作成するとともに、KGL倉庫及びPWC洗浄施設を活用して装備品等の仕分け、洗浄及び通関業務を実施した。

(f) 装備品の処分業務

サマーワから後送した装備品等のうち、クウェートにおいて新たに発生した不用品(化学薬剤、医薬品、糧食及びその他)の物品を役務により廃棄処分を実施した。

第2編 イラク人道復興支援

(g) クウェートから本邦への輸送

1 陸幕等との密接な連携の下、クウェートから本邦への輸送業務を実施するとともに、クウェートにおける後送準備状況を踏まえ、輸送所要を把握・決定し、本邦と民間航空機、民間船舶等の使用時期について調整して、クウェートにおける空港・港湾における端末地業務（輸送品目表の作成を含む。）を実施した。

2 備品等（武器・弾薬を除く。）の輸送を役務車両をもってKGL倉庫からクウェート積出し港（シュワイバ港、シュワイク港）まで輸送し、コンテナ286本、車両224両をコンテナ船（定期）4隻、車両専用船（定期）3隻、多目的船（チャーター）1隻に積載した後、本邦陸揚げ港（横浜、博多、室蘭、習志野）まで輸送した。

また、WAPC7両、個人コンテナ279個、武器・弾薬をKGL倉庫等からムバラク空軍基地まで輸送し、民間貨物機（アントノフ）1機に積載した後、千歳空港まで輸送した。

この際、隊本部の要員2名が貨物宰領者として、これに搭乗した。

3 武器・弾薬等の輸送を役務車両をもってキャンプバージニアからムバラク空軍基地まで輸送し、民間貨物機（アントノフ）1機にコンテナ9本（武器3本、弾薬6本）積載した後、千歳空港まで輸送した。この際、中央輸送業務隊の要員2名が貨物宰領者として、これに搭乗した。

4 隊員の輸送について、業務支援隊から所要業務の引き継ぎを実施した後、ムバラク空軍基地等において本邦への隊員輸送に関する業務を実施し、支援群等592名をチャータ旅客機（B747-400）延べ3機、後送業務終了後RSU隊員106名をチャータ旅客機（B747-400）1機をもって輸送した。

(2) 教訓・提言等

ア 各復興支援群等

(ア) 部隊運用の融通性の保持

撤収開始当初における後送等計画においては、コンテナ詰め作業を前倒しする計画はなかったが、イギリス軍・オーストラリア軍から離脱時期の前倒し要求により、撤収計画を修正して撤収期間を27日間に短縮するとともに、作業をできる限り前倒し、予備日を確保して撤収したが、計画に融通性を保持させることが必要である。【10次群】

(イ) 物品の掌握・整理

第8次群からの物品の申し送りにおいては、撤収を念頭に各担当レベルでの20ftコンテナの内訳表が確実に整理されており、物品の把握、整理に有効に活用できた。【10次群】

(ウ) 整備

故障事案の発生に関する原因等の申し送りが不十分なため、故障原因の探求に時間を要した。このため、撤収時においては、限られた時間の中での整

第4章 撤収

備でもあり早急な整備完了が必要なことから、現地で発生した故障原因については確実な蓄積、申し送りが特に必要である。【10次群】

(エ) 輸送

20tコンテナ等の移動・積載・卸下等において、リーチスタッカー及び15tフォークリフト等の大型機械の導入により、コンテナ、後送物品等の効率的な移動・積載・卸下等が実施できました、コンテナ内へ出入できる小型のフォークリフトの導入により円滑かつスムーズな貨物積載が実施できたため、今後の活動においても必要である。【10次群】

(オ) 宿营地内整備

a 派遣の延長により派遣された部隊は、各支援群毎「宿营地整備計画」を策定し宿营地整備を実施しているが、中期的計画が策定されていないため、現況把握に多くの時間を費やすとともに、一貫性ある宿营地整備が困難であるため、派遣期間延長に伴い、延長された期間の整備計画を策定することが必要である。【10次群】

b 撤収作業間、コンボイによるバリケードシステム等への接触、架設有線の切断等が発生した。これらは撤収に使用する車両等の諸元が考慮されていないことが原因である。事案発生後、進入路の拡幅、架設有線の埋設等を実施したが、撤収要領（予想使用車両の諸元、使用予定経路・コンテナの設置・集積地域）等を計画に反映させることが必要である。【10次群】

(カ) 撤収調整会同

RSU及び業支4科の主要幹部により、毎日、撤収業務の合理化・効率化を目的とした会合を実施し、日々の業務の問題点の把握・改善、業務の実施要領の確認等認識の統一に努めた。【10次群】

イ イラク後送業務隊

(ア) 国内における準備

派遣の決心及び派遣時期の決定が受動的で派遣決定から派遣まで短期間となった場合、隊員個々の準備が整わない可能性があることから事前情報として派遣隊員及び派遣元部隊に対し保全に留意しつつ情報伝達するとともに、隊員及び派遣元部隊としての準備・移動手段の確保等を実施することが必要である。

(イ) 後送業務隊の派遣

撤収に係わる決心については、派遣国における治安情勢、多国籍軍の状況、日本政府を含めた派遣元国政府の政治プロセス等様々な要因が複雑に絡みあっている。したがって、その時期を予測することは困難である。

また、一旦派遣が決定されたならば政治的要求によって十分な派遣準備期間を経ずに派遣される可能性も否定できないため、派遣予定者及び派遣元部隊との連携を保持し、常に情報を共有化するとともに、隊員個人の準備促進を図る必要性がある。

この際、撤収に係わる情報は高度な秘匿性を有しており、伝達する情報の

第2編 イラク人道復興支援

精査と派遣予定者及び派遣元部隊への保全の徹底を留意する必要がある。

(ウ) クウェートにおける準備活動

- a 全般作計等の説明による撤収業務における両部隊の地位・役割の明確化及び計画立案の当初からの積極的連携が必要である。
- b R S U主力の受け入れ業務及び慣熟訓練の実施要領について、クウェート分遣班と交代要員の任務区分が不明確であったため、早期から両部隊の地位・役割の明確化が必要である。
- c 関係業者等との早期かつ密接な連携が必要である。

(エ) サマーワにおける活動

- a コンテナ所要量の当初の見積りにおいては、カタログデータ的な諸元を参考とすることも必要であるが、実際の撤収においては後送装備品の付属品等を残置することがあり、カタログデータが当てにならないことがあるため、担当者の経験値も含めた諸元の修正について検討する必要がある。
- b 弾薬輸送に関する規制は複雑であり、弾薬特技者以外によってコンテナ詰め計画、輸送要領の変更等に安全確実に対応することは困難であるため、弾薬の種類・数量に応じた弾薬特技者の編成・見直しを検討することが必要である。
- c 弾薬のコンテナ作成要領は、タリル空軍基地までの輸送要領の変更により、撤収開始以降に変更が余儀なくされたため、陸幕、補統本部と弾薬輸送の際の規制等を確認しつつ計画を修正して対処することが必要である。
また、弾薬の保定に当たっては、クウェートの役務輸送業者に保定状況の写真を送付して指導を受ける等、安全確実な弾薬輸送が実施できるよう留意する必要がある。
- d 緊急離脱計画の策定に併せて、保全等のため緊急破棄すべき装備品を指定するとともに、その具体的要領、手段について明確化する必要がある。

(オ) サマーワからクウェートへの輸送

- a 輸送計画作成の基礎となるコンテナ数の算定に当たって、当初、装備品単位の容積を基礎として梱包に必要なコンテナ数を算定していたが誤差が大きかった。このため、後送装備品等をパレットに積載した場合のパレット数を明らかにし、これを基礎としてコンテナ数を算定したところ、比較的正確な所要を把握することができる。
- b タリル空軍基地からムバラク基地間の航空機による輸送において、着陸許可等が軍の指示により変更となる場合があるので、遅延時等の計画変更への対応準備が必要である。
- c 隊員及び個人携行装備品等の輸送において、タリル空軍基地（中継地）における先行班の設置は、その時期・業務内容を精選し編成することが大変有効であり、各種変更に伴う対応が機敏にできたことから今後も設置が必要である。
- d 部隊携行装備品等の輸送

- (a) コンボイで使用した役務車両は状態が悪いものが多く、輸送間、パン

ク、ガス欠、部品脱落等が発生し、その行動が遅延したため、車両点検実施要領等について本邦に準じた点検を確実に実施させる事を徹底する必要がある。

- (b) コンボイに対する各種脅威による遅延が予期されたため、情報見積の結果を業者に提供し、コンボイの遅延を局限することが必要である。

c 武器・弾薬の輸送

- (a) 作戦地域において役務業者に業務を委託する場合であっても、軍と民間との調整には限界があるので、その担任区分について柔軟に対応していくことが望ましい。
- (b) 弾薬のタリル空軍基地への輸送に際しては、輸送時期の保全を図るため、弾薬コンテナの積載を輸送当日早朝に設定するとともに、IED等の脅威から弾薬を守るため、通常の輸送コンボイを使用した経路上の先行クリアリング、弾薬輸送コンボイへのダミー空コンテナの積載、通常の2倍の警備車両を配置等の処置を実施し、また、輸送中は支援群指揮所を立ち上げ、セキュリティ会社、後送業務隊主力及びタリル先行班との緊密な連絡態勢を確立するとともに、サマーワ宿営地に到着したセキュリティリーダーと輸送・警護要領について密接な確認・調整を実施する必要がある。

(カ) クウェートにおける業務

a 支援群等の帰国支援業務

- (a) 支援群等の帰国支援業務、キャンプバージニアの日本隊の事務所等の撤収業務、ナビスタ国境通過支援等の当初計画にない任務の増加により、運用編制、隊力の集中運用により任務を遂行できたが、前提が変化した時点において編制そのものを見直す等の柔軟な対応が必要である。
- (b) 装備品の後送業務において、装備品等保管、輸送が可能なFSA的組織の構成が必要である。また、派遣部隊との任務の切り分け等に関する密接な調整が必要である。
- (c) 帰国支援において、恒常業務と並行して帰国支援業務を実施するため車両操縦要員に不足が生じ、幹部自衛官による車両操縦により対応したが、派遣に際しては、幹部自衛官を含めた全隊員に対し、操縦訓練及び国際免許証の付与が必要である。
- (d) 燃料補給において多国籍軍に依頼する場合、事前に燃料補給を必要とする車両の車両番号等の申請が必要であるため、早期に燃料補給に係わる要領(手続)を掌握して、申請し実施する必要がある。

b 装備品等の後送業務

- (a) 車両の燃料抜きに関して、当初、整備班5名により手動式ポンプ(小)で実施したが、過大な時間を要するため装輪操縦班より隊力を増強して実施した。以後、燃料抜き取りについては効率的な燃料抜き取り要領を検討する必要がある。
- (b) 砂嵐等の発生及び停電等により業務の一時中断を余儀なくされ後送業

第2編 イラク人道復興支援

務の進捗に影響を及ぼしたことから、気象・環境の影響については、予備計画を保持し、柔軟に対応する必要がある。また、砂嵐発生時、隊員の安全を第一義として一次退避する必要がある。

c 処 分

医薬品、化学薬剤等の主要な品目については、品名（英語名）・数量を明らかにして処分業者に問い合わせ、化学薬剤及び医薬品はクウェート厚生省の所管する施設において処分する等、全ての廃棄物の処分が可能であることを確認できた。この際、廃棄物によっては、処分業者にライセンスが必要になる場合があり契約前に確認する必要がある。

(キ) クウェートから本邦への輸送

a 装備品等の輸送

シュワイバ港への立ち入り不許可により、船舶への積載状況が確認できなかったため、港湾ゲートにおいてコンテナの搬入状況を確認した。今後は、立ち入り可能となるよう早期から関係各所（軍、警察、大使館）と調整が必要である。

b 武器・弾薬等の輸送

支援群等の離脱時期から個人・部隊携行火器及びB/L弾薬の回収完了までの期間が短く、バン詰め・検数の時間的余裕がなかったため、RSUの要員をもって支援した。以後、予備日等を考慮し、後送時期について検討することが必要である。

c 車両の後送

(a) 車両の燃料抜きにおいては、輕易に燃料が抜き取れる資材等の使用について検討する必要がある

(b) 車両後送準備においては、気象・環境の影響を考慮した予備計画を保持し、柔軟に対応する必要があるとともに、砂嵐発生時、隊員の安全を第一義として一時退避する必要がある。

9 教育訓練

(1) 部隊の活動状況

ア 全 般

RSUのクウェート到着時における慣熟訓練として2日間を計画していたが、慣熟訓練(操縦訓練)については交代要員の意見を反映して4日間実施し、クウェートの交通事情、経路等における操縦練成を実施して操縦手の練度向上を図った。

しかしながら、後送業務関連施設の開設と並行した訓練であったため要員全員の訓練は困難であり、かつ業務で使用する経路全てを網羅することができなかったため、じ後、OJTにより練度向上を図った。【RSU】

イ 各機能別の成果

(ア) 慣熟訓練

当初の計画は2日間での実施であったが、交代要員の助言により操縦訓練については4日間を計画して実施した。

前段2日間は、射撃組及び操縦訓練組に分かれてウェポンチェック、操縦訓練及び射撃予習・実弾射撃を実施し、後段2日間は操縦訓練組のみ訓練し、主要経路の習熟及び走行技術の向上を図った。【RSU】

(イ) 後送業務の円滑な実施に資する事前訓練

物品後送時のコンテナ作成等における実作業については陸自で実施しておらず、クウェート及びサマワにおいて後送業務に従事する要員のコンテナ作成等の知識・技能とも欠如しているため、事前訓練にあたり陸幕に対して企業研修による教育受けを要望し機能別訓練として実施し、隊員の識能向上が図れ、現地における活動に寄与できた。【RSU】

(2) 教訓・提言等

ア 後送業務の円滑な実施に資する事前訓練

事前訓練開始までに後送作業に従事する隊員の識能把握と後送業務特有の業務としてコンテナ作成(梱包、コンテナ詰め、保定)要領、検疫基準に合致した車両洗浄要領、トレーラ等に搭載した車両の固縛要領等後送業務に直結する識能付与のための教育訓練の実施が必要である。

特にイラクには業者(邦人)が立ち入れないことを考慮し宿営地において作業をする要員については全ての作業について指導・監督できるまで能力付与が必要である。【RSU】

イ 通常の部隊の派遣時と異なり撤収支援活動は政治的要求の特性から、派遣に引き続く撤収業務開始まで時間的猶予を確保できない事が予測されることから、復興支援部隊の実施する慣熟訓練の課目と異なり、現地活動に必要な最低限の知識・技能の付与に目的を限定した内容を精選する必要がある。

また、操縦訓練については、撤収支援部隊と復興支援部隊等との業務区分を踏まえ、必要により宿泊施設と後送作業施設の間の経路に限定せず多国籍軍司令部、日本大使館等の関係機関並びに復興支援部隊等の本邦帰国に係わる各種使用施設に至る経路等について習熟させる必要がある。

第2編 イラク人道復興支援

さらに、現地の状況について事前に情報収集し、適宜訓練課目の見直しを図るとともに、慣熟訓練期間の延長を含めた柔軟な計画の修正が必要である。

【RSU】

10 接 遇

(1) 部隊の活動状況

ア 全 般

高官等の視察に際し、本邦、日本大使館及びCFLLCCと先行的かつ緊密な調整に基づく適切な接遇を実施して後送活動に対する理解と協力態勢の確立を図った。【RSU】

イ 来訪者対応

(ア) 全 般

本邦から高官（防衛庁長官、外務大臣、イラク特別委員会議員団、陸幕装備部長等）が来訪され、後送業務活動の現場を視察し、派遣隊員を直接激励、隊員の士気の高揚を図ることができ、じ後の後送業務活動の円滑な推進の資を得ることができた。【RSU】

(イ) 視察受け状況

- a 7月14日：国会議員（大村議員、大塚議員、西村議員）
- b 7月16日：額賀防衛庁長官（当時）
- c 7月20日：第10次支援群長
- d 8月 4日：麻生外務大臣（当時）
- e 8月 6日：木崎陸幕装備部長
- f 8月19日：イラク特別委員会議員団
三原議員、石破議員、原口議員、伴野議員（当時）
- g 8月24日：空幕装備調整官



8月4日 麻生外務大臣視察



7月16日 額賀防衛庁長官視察

(ウ) 視察者に活動現場を直接見てもらうことで、後送業務の実情を認識し、隊員の地道な努力が伝わった。【RSU】

(2) 教訓・提言等

ア 撤収時期においては、政府高官及び国会議員の視察が予測されることから、政府高官等の視察にあたっては、一般に行動日程が秘匿されるとともに、視察準備の期間が短いため、民間倉庫を使用して作業を実施する場合、平素から民間倉庫の視察の可否、休養日における現地ワークの勤務調整のリードタイム等を把握するとともに、視察の連絡受け後は、速やかに業者等と視察受けの要領等

第2編 イラク人道復興支援

について調整する必要がある。

この際、業者に対する保全の処置に留意する必要がある。また、一般に大使館が視察の概要を設定するため、大使館に派遣するLO等を通じ、視察ニーズ、移動要領（車列、高官等の乗車位置、移動経路等）、視察後の予定等を速やかに把握する必要がある。【RSU】

- イ 政府高官等の視察機会を積極的に利用し、努めて隊員と視察者が直に接触する機会（写真撮影、訓示受け等）を多く設定し、任務の重要性を再認識する場として活用するとともに、士気の高揚につなげる着意が必要である。【RSU】
- ウ 視察時の時期的環境（酷暑等）を考慮し、各季節に応じた必要物品について、関係部署と事前調整し、準備する必要がある。【RSU】

1.1 撤収業務の参考

(1) 全 般

自衛隊の国際活動において、初めて撤収支援に任ずる部隊（以下、「撤収支援部隊」という。）としてイラク後送業務隊が派遣されたことから、そこで得られたノウハウ・テクニック、尺度等、今後の国際活動における撤収業務上の参考となる事項を装備品等の後送、処分等の観点から取りまとめるものである。

なお、本来であれば、海上自衛隊及び航空自衛隊との連携についても記述すべきところであるが、イラクにおける撤収においては、海上自衛隊輸送艦を使用しなかったこと、航空自衛隊輸送機については、クウェートへの隊員の移動においてのみ使用するとともに、輸送機の運用自体が多国籍軍の枠組みに大きく左右されることから、本参考においては、記述の範囲に含めていない。

(2) 本記述の前提

ア 形 態

国連の枠組みで行動するPKO型の派遣ではなく、多国籍軍の枠組みの中で、独自に活動基盤（以下、「宿营地」という。）を設定して復興支援活動等を実施するコアリション型の派遣における撤収活動

イ 派遣部隊

(ア) 復興支援活動等に任ずる部隊（以下、「復興支援部隊等」という。）を派遣し、復興支援活動等を実施しているとともに、撤収期には、本部隊の撤収を支援するため、撤収支援部隊を派遣

(イ) 撤収支援部隊は、宿营地における撤収活動を支援するとともに、本邦への装備品等の後送業務等を実施（宿营地撤収後に復興支援部隊等は帰国）

(ウ) 宿营地撤収後、引き続き、復興支援部隊等が本邦への後送業務等を実施して、撤収支援部隊がこれを支援する場合も考えられるが、本資料の対象外

(エ) 撤収支援部隊の派遣期間は、2ヶ月以上

ウ 派遣地域

(ア) 治安情勢

宿营地が所在する地域の治安情勢は不安定で、自衛隊に対するテロ、IED攻撃、曲射火器による攻撃の可能性がある、また、本邦への装備品等の後送業務等を実施する基盤（以下、「本邦後送基盤」という。）が所在する地域の治安情勢は安定しているが、テロの可能性は否定できない。

(イ) 気象

夏季には40度を超える酷暑

(ウ) その他

宿营地と本邦後送基盤は地域的離隔

エ 撤収所要

復興支援部隊等の規模は大規模（500名以上）であり、復興支援活動等を実施するため多くの装備品等を本邦から携行しているとともに、現地調達物品等多数保有

オ 多国籍軍との関係

第2編 イラク人道復興支援

(ア) 復興支援部隊等は、多国籍軍と連携し、多国籍軍の全般警備の下、復興支援活動等を実施

(イ) 多国籍軍は、航空機（患者後送専用機含む）を保有し、復興支援部隊等を支援

(3) 撤収業務の流れ

ア 装備品等の後送、処分等といった観点からの撤収業務の流れについては、以下のとおり

(ア) 宿営地における装備品等の処置区分の実施

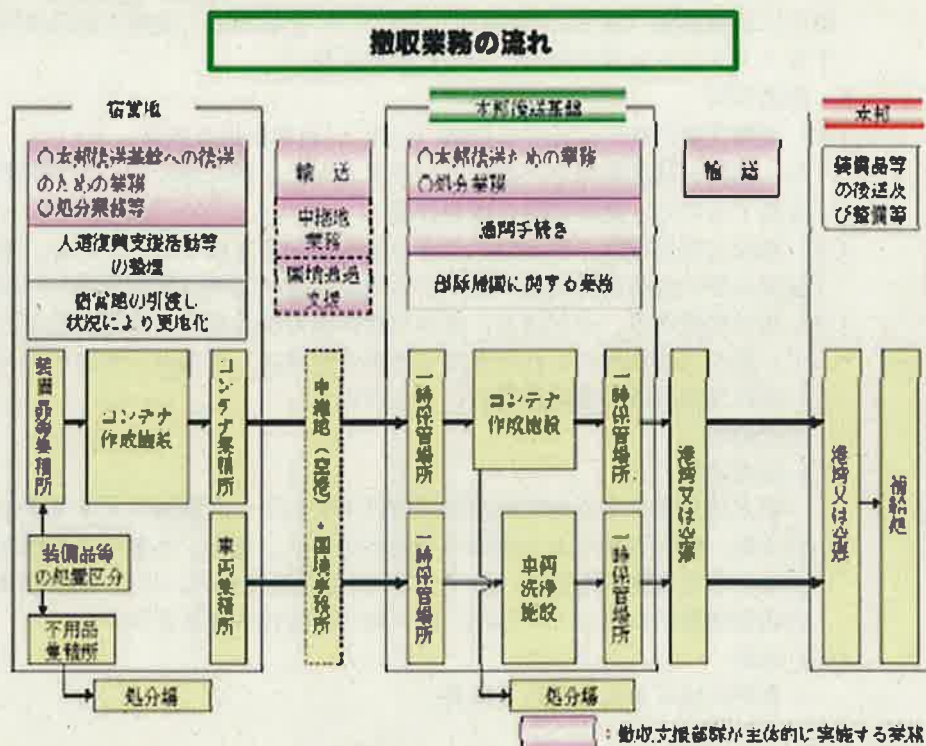
(イ) 宿営地における後送準備、不用決定した装備品等の処分、装備品等の譲与の実施

(ウ) 宿営地から本邦後送基盤への輸送の実施

(エ) 本邦後送基盤における装備品等の後送準備、不用決定した装備品等の処分

(オ) 本邦後送基盤から本邦への輸送

イ 撤収業務の流れ



(4) 撤収業務に当たり一般的に着意すべき事項

ア 事前準備の推進

撤収においては政治決定が必要であり、一般にその開始時期は不透明であり、一端、撤収の政治決定がなされた場合、安全かつ迅速な撤収が要求される。

また、多国籍軍と連携した行動であることから、撤収期間にも制約を受ける場合がある。

第4章 撤収

このため、先遣要員を派遣し、装備品等の処置区分（後送、処分等の区分）の検討等を実施するとともに、活動の継続に支障のない範囲において、通常の後送業務の一環として、逐次に事前後送を実施し宿営地のスリム化を図る等、先行的に準備を推進し、政治決定以降、安全かつ迅速に撤収できるよう措置しておく必要がある。

この際、撤収は高い秘匿性を有することから、保全に留意する必要がある。

イ 適切な活動基盤の確保

撤収活動における適切な基盤の確保は、後送業務等の効率的な実施（撤収期間の短縮、隊力の節用等）、隊員の士気の維持等の観点から極めて重要である。

このため、宿営地においては復興支援部隊等と撤収支援部隊が密接に調整して必要な施設を事前構築又は選定・確保する必要がある。また、本邦後送基盤においては、努めて同一地域において必要な作業が実施できるよう、既存施設を最大限に活用し、必要とする機能及び広さを具備する施設を選定・確保する必要がある。

酷暑等の環境下における基盤の確保は特に重要であるため、基盤の確保に当たっては、撤収の政治決定の時期、確保に要する時間、予算環境等を考慮して柔軟に対応する。

ウ 柔軟性の保持

撤収開始については政治に左右されるところが大であり、撤収開始後においては、現地治安機関の状況、復興支援活動等の状況、多国籍軍の状況等によっては、治安が不安定化する恐れがある。

このため、準備組織の確立により、各種検討等を速やかに実施して、いかなる状況にも対応できるよう態勢を維持しておくとともに、派遣後は、治安状況等に応じる復興支援部隊等の行動の変化に対応し、安全に撤収ができるよう柔軟性をもって支援する必要がある。

エ 役務の最大限の活用

撤収という特性から、一般に、本邦から携行する装備品等を最小限にするとともに、人的・物的資源を現地に求めることとなる。したがって、部隊の能力を補完するため、役務を最大限に活用して撤収活動を実施する必要がある。この際、宿営地においては、警備ニーズとの節調を図り、役務の活用を適切に実施する。

(5) 撤収業務の運営

ア 活動基盤の選定

撤収に当たっては、本邦後送基盤内及び宿営地内において活動に必要な施設を確保する必要がある。

本項においては、本邦後送基盤内及び宿営地内の施設の選定を主体に記述する。

イ 本邦後送基盤内に必要な施設

(ア) 全 般

- a コンテナ作成、車両洗浄及び輸送等の後送作業に必要な施設、並びに指

第2編 イラク人道復興支援

揮、宿泊等のために必要な施設を選定・確保する必要があるため、コンテナ作成のためコンテナ作成施設及び一時保管施設を、また車両洗浄のため車両洗浄施設及び一時保管施設を選定・確保する必要がある。この際、コンテナ作成施設、車両洗浄施設の選定は極めて重要であるとともに、指揮、宿泊等のために必要な施設（以下、「指揮所等」という。）を選定・確保する必要がある。

b 選定に当たって考慮する事項

- (a) 隊力の節用等の観点から、後送作業に必要な施設は、努めて同一地域に確保できれば有利である。
- (b) 検疫等の観点から、コンテナ作成施設については努めて十分な広さと作業施設を具備する倉庫を確保する必要がある。この際、役務を最大限に活用すること、多国籍軍のキャンプ等は警備上の理由から業者の立ち入りに制限を受けること等から、警備態勢が整った民間倉庫の確保に努める必要がある。
- (c) 後送業務に必要な施設は、隊力の節用、輸送上の負担軽減といった観点から、指揮所等及び港湾、空港の近傍に設定できれば有利である。
- (d) その他、通信、救護等の観点を考慮する必要がある。

(イ) コンテナ作成

a コンテナ作成施設

(a) 使用目的

宿営地から後送されたコンテナからの装備品等の搬出（以下、「コンテナ出し」という。）、洗浄、後送先別への仕分け、梱包、パレット化、コンテナ詰め等を実施するために使用する。

(b) 施設の選定上の考慮事項

1 地 積

- (1) コンテナ出し、コンテナ内容品のダメージチェック・検数及び洗浄物品等の仕分けに必要な地積を有していること
- (2) 水、エア、タオル拭きの順で洗浄するための地積を有すること
- (3) 梱包資材等の集積、梱包・パレット化のための地積を有すること
- (4) パレット化した装備品等を各後送先別に区分・集積し、コンテナ詰めできる地積を有すること
- (5) コンテナ各種作業に必要な作業スペースの一例

コンテナ作成の各種作業に必要な作業スペースの一例

場 所	規 格	
コンテナ開梱・分類・仕分	40×40m	1600㎡
洗 淨	水	20×20m 400㎡
	エア	20×20m 400㎡
	布	15×15m 225㎡
一次梱包作業施設	40×20m	800㎡
行き先別(駐屯地別仕分け)	40×50m	2000㎡
二次梱包(積数・積量含む。)	40×50m	2000㎡
パン詰め	40×40m	1600㎡

* コンテナ開梱:10本〜コンテナ詰め10本/日を基準とした場合

コンテナ詰め・集積場所等(コンテナヤード)	150×60m	9,000㎡
コンテナ集積本数: 2段積み240本、 1段積み120本 計360本の収容能力	2段積み:240本 1段積み:120本 計360本	約600

2 地 盤

- (1) 作業の進捗を向上するためコンテナ出し及びコンテナ詰めに必要な荷役機材が使用できるよう努めて堅い地盤を有していること
- (2) 洗浄場所はコンクリート、アスファルト等地盤が堅くかつ排水が容易なこと

3 屋内施設

- (1) コンテナ内容品を展開するに十分な地積を有し、風雨、埃を遮断できる天井及び塀で構成された施設であること
- (2) 冷暖房器材設備
- (3) 物品の確認が容易な照明器具、電源、換気設備
- (3) 数日分の水の貯蔵が可能な設備
- (4) 通常洗浄から高圧洗浄までの器具
- (5) 小型フォークリフト、フォークリフト用小型スロープ

コンテナ作成施設内設備

業務区分	設備名	必要な能力
全 般	警備設備 (外柵、カメラ等)	警備会社による。
コンテナ受入・集積場	空調等	倉庫内全てにおいて、冷・暖房が完備
	ピット	高さ調整が可能
	コンテナリフター	コンテナリフター(スリング資材等利用によりクレーンと同等の用途可能)
パン出し地域	フォークリフト	1t・3t電動式、5t・10tを保持
洗浄施設	洗浄設備	水洗浄できる高圧洗浄機及びコンプレッサによるエア洗浄を保有
	ピット	強度十分な構造かつ小・中・大型の車輻に適合
	水源・電源	大型発電機により施設独自の発電能力
パン詰め地域	フォークリフト	1t、3t、フォークリフトを保有
その他	食堂	冷暖房完備、椅子、机配置可能なスペース
	休憩所	冷暖房完備、作業所に隣接
	トイレ	衛生面を考慮した水洗式トイレを装備

第2編 イラク人道復興支援

b 一時保管施設

(a) 使用目的

宿営地からの後送コンテナの受入及び本邦への後送準備が完了されたコンテナ並びに空コンテナの集積及び管理のために使用する。

(b) 施設の選定上の考慮事項

- 1 後送されたコンテナを保管するための地積を有すること。
- 2 役務車両の進入・進出が容易なこと（コンテナを卸下するために使用するコンテナリフターの進入・進出を含む。）
- 3 泥等が付着しないように努めて舗装されていること
- 4 必要な設備



コンテナリフター、クレーン等 「コンテナリフター写真」

(ウ) 車両洗浄

a 車両洗浄施設

(a) 使用目的

本邦に後送する車両の洗浄を実施するために使用する。

(b) 施設選定上の考慮事項

- 1 車両の集積、役務車両への積載・卸下に必要な地積及び地耐力を十分有していること
- 2 一次洗浄終了車両の2次洗浄場所への移動に当たっては、泥等が付着しないよう舗装等されていること
- 3 排水設備があり、水はけが良好であること
- 4 各車両洗浄用ビットは、他のビットと混交しないよう十分な間隔を有すること

(c) 必要な設備

1 作業設備

(1) 給排水設備（貯蔵タンクを含む。）

十分な水量が確保されているとともに、数日分の水を貯蔵可能なタンクと良好な排水設備が必要である。

(2) ビット

タイヤ及びシャーシ等下回りに泥等が付着しやすいため、これらの洗浄が実施できるよう、各車種に応じたビットが必要である。

(3) 洗車機等

粘性が高くかつ乾燥・硬化している土を除去する場合、水洗浄前にブラシ等により除去するほか、高圧洗車機による洗浄が必要（各ビットに1台以上）である。

2 車両積載・卸下のための機材等

第4章 撤収

レッカ、クレーン、コンテナリフター（役務車両からセミトレーラ等を積載・卸下のため）等

3 休憩所

日々の洗浄業務においては、体力の消耗は、激しいものであるため、継続的に洗浄業務を実施するための休息との節調を図るため酷暑地であれば冷房・暖房完備された休憩所が必要である。

車両洗浄施設内設備

業務区分	設備名	必要な能力
全 般	警備設備(外構、カメラ等)	警備会社による。
車両受入	空調等	倉庫内全てにおいて、冷・暖房完備
	クレーン(30t、50t等)	車両の積載・卸下に用途(主にセミトレーラ類、自走不跑車)
洗浄施設	ビット	強度十分な構造かつ小・中・大型の車幅に適合
	洗浄設備	水洗浄できうる高圧洗浄機及びコンプレッサによるエア洗浄を保有 水溜容器を保有
	水源・電源・ガソリン使用	大型発電機により施設独自の発電能力
洗浄後の集積施設	車両集積所・保管庫	風除け及び屋根つき、埃付着防止できうる施設
その他	食堂	冷暖房完備、椅子、机配置可能なスペース
	休憩所	冷暖房完備、作業所に隣接
	トイレ	衛生面を考慮し水洗式トイレが装備

b 一時保管施設

(a) 使用目的

宿営地からの後送された車両の受入れ及び本邦への後送準備（洗浄）が完了された車両の集積及び管理のために使用する。

(b) 施設の選定上の考慮事項

- 1 後送された車両（所要数）を保管するための地積を有すること
- 2 役務車両の進入・進出が容易なこと（役務車両に積載したセミトレーラを卸下するために使用するコンテナリフターの進入・進出を含む。）
- 3 泥等が付着しないように努めて舗装されていること

(c) 必要な設備

- 1 コンテナリフター、クレーン等
- 2 ビット（車高の低い車両等を積載・卸下するため）

(エ) 指揮、宿泊等

a 指揮所等の選定に当たっての考慮事項

- (a) 本邦から携行する装備品等の数量を局限するため、努めてホテル、多国籍軍宿営地等の既存施設を活用する。
- (b) 撤収業務に係る調整を容易にするため、復興支援部隊等、業者、後送業務のための作業施設、大使館・多国籍軍との連携容易な位置に選

第2編 イラク人道復興支援

定する。

(c) 治安情勢からテロ等の可能性は否定できないことから、警備態勢が確保されている施設を選定する。

(d) 通信の構成が可能で、かつ、近傍に迫送品等を受領・保管できる倉庫、銀行、給油所、医療機関、スーパー等のインフラ施設が存在する等、指揮・通信、兵站等の機能発揮の容易性を考慮する。

b 確保すべき細部施設

(a) 指揮所、会議室（調整所兼）

(b) 家族連絡センター、

(c) 広報作業室、プレスセンター

(d) 宿泊・給食及び洗濯場所、トイレ、入浴、物品保管庫等

(e) 通信器材開設場所

(f) 救護所

(g) 厚生センター（可能な範囲）

c ホテルにおいて指揮所等を開設するに当たり、確認・調整すべき事項

(a) ホテル周辺の治安状況、周辺地誌（関係機関との距離等）

(b) ホテル内の施設配置図（宿泊居室、レストラン、厚生施設等）

(c) ホテル内の態勢（警備態勢、医療体制）

(d) 通信機器設置及び屋内線構成の可能度

(e) 武器・弾薬のホテル内への持ち込みの可能度

(f) ホテルの備品借用の可能度

(g) ホテルでの給食要領等（日本食の有無、ミールクーポン券の活用等）

(h) 駐車場の確保、朝礼場等として使用スペースの有無

(i) ホテル内での服装（迷彩服、制服等着用可能度）、クリーニング利用

(j) ホテルの電源形式及び各施設の電源容量

(k) 確保すべき施設の確保可能度、予約キャンセルのタイミング

(l) その他、ホテル使用上の注意事項（宗教施設の立ち入り等）

ウ 宿営地内に必要な施設

(ア) 全 般

宿営地内に必要な施設は、装備品等集積所及びコンテナ作成施設があり、これらは通常、本邦後送施設での物品の掌握・仕分けの容易性、作業の効率性から物品管理区分毎に、装備品集積所をコンテナ作成施設に連接させて開設する。（以下、本項において装備品集積所の機能を内包するコンテナ作成施設をコンテナ作成施設という。）

(イ) コンテナ作成施設

a 使用目的

後送対象の装備品等を集積し、品目・数量の確認、1次梱包、パレット化、コンテナ詰め等を実施するために使用する。

b 地域を選定要領

コンテナ作成施設の開設地域として、各部隊からの装備品の集積が容易

な装備品使用地域内、又はコンテナの移動を極力抑えることができるコンテナ（車両）集積所内の2案があるが、コンテナ移動が軽易に実施可能なコンテナリフター等を確保できれば、装備品使用地域内にコンテナ作成施設を開設することが有利である。

コンテナ作成施設の開設地域

0-1 装備品使用地域 完成コンテナの移動 コンテナ作成施設 コンテナ作成施設 コンテナ集積所	0-2 装備品使用地域 装備品等の集積 コンテナ集積所 コンテナ作成施設	
特 性	0-1	0-2
前 提	○コンテナは、物別で作成	
開設 要領	○物別のコンテナ作成所を装備品の使用地域内に開設 ○完成したコンテナはコンテナリフター等でコンテナ集積所に移動	○集積・コンテナ作成所をコンテナ集積所内に集約して開設
利 点	○装備品集積距離が短く所要稼力小	○コンテナの移動所要小(コンテナリフター等不要)
不 利 点	○コンテナリフター等の確保必要	○装備品集積距離が長く所要稼力大

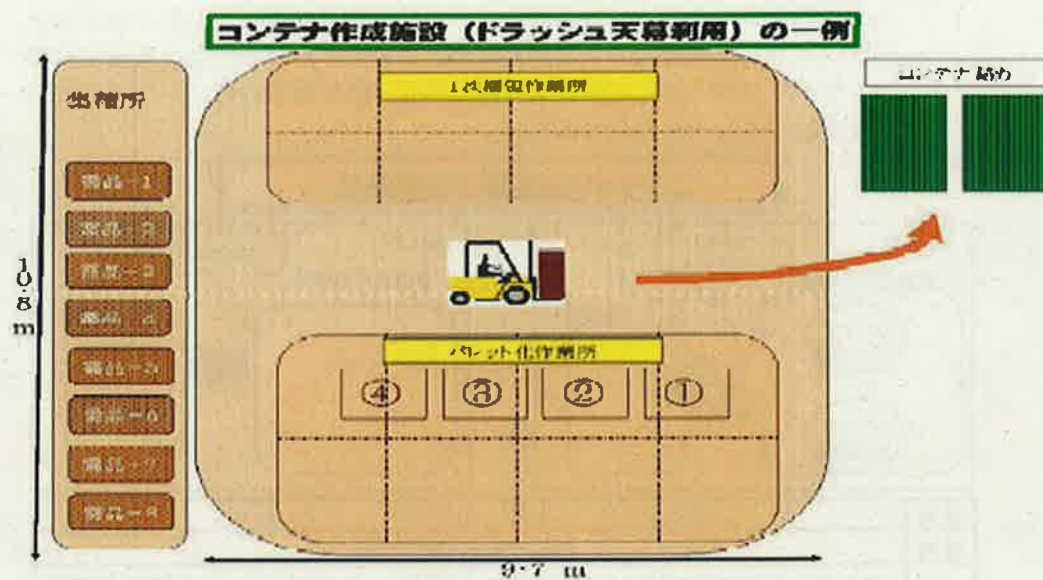
c 選定上の考慮事項

本項においては、装備品使用地域内に開設する場合を記述し、コンテナ（車両）集積所内に開設する場合特有のものは（）内に記述する。

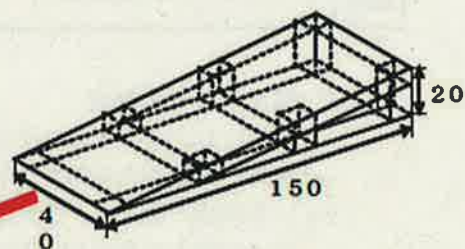
- (a) 各部隊の装備品の使用又は保管する施設の近傍で、装備品等の集積のための隊力が最小限で済むこと（後送準備が完了したコンテナの移動が最小限で済むこと）
- (b) 装備品等の集積のための車両の出入、コンテナへの物品積載のためのフォークリフトの移動、コンテナ移動のためのコンテナリフターの出入のための便が容易で、十分な地耐力を有していること。
特に、コンテナリフターの移動経路上に移動を阻害する空中線がないこと。
- (c) 作業所用天幕等の展帳及び空コンテナの配置のための十分な地積を有すること。

d 必要な機能

- (a) 直射日光、風雨を避けるための天幕、冷暖房器材
- (b) パレットをコンテナ内部まで積載できる小型フォークリフト
- (c) フォークリフト用小型スロープ



フォークリフト用小型スロープの一例



1ココンテナ作成所に2コ必要

○単位：cm

○材料：鉄板等を使用（スロープの表面は滑り止め処理が望ましい。）

(ウ) コンテナ（車両）集積所

a 使用目的

後送準備が完了したコンテナ及び車両を集積するとともに、役務トレーラへのコンテナ及び車両の積載するために使用する。

b 選定上の考慮事項

- (a) コンテナ、車両の集積、トレーラ等への積載するための十分な地積を有すること

第4章 撤収

(b) コンテナリフター、コンテナを積載したトレーラ等、重荷役器材の移動が容易にできる地耐力を有すること。

c 必要な機能

(a) コンテナを移動、トレーラに積載可能なコンテナリフター又は大型フォークリフト

(b) 民間車両等車高が低く、全輪駆動車機能を有していない車両を積載するためのビット

(エ) 不用品集積場

a 使用目的

本邦後送基盤又は宿营地において発生した不用決定品を集積し、自隊による焼却、破壊処分及び廃棄物処理業者への引き渡しのために使用する。

b 地域選定上の考慮事項

不用決定品の集積、破壊、廃棄物処理業者への引き渡しのための地積を有すること

c 必要な機能

(a) 処分のための焼却場

(b) 重機等の破壊用機材

(オ) 指揮所等

復興支援部隊等と密接に調整し、宿营地内に指揮所等を選定・確保する。

(6) 装備品等の処置区分

ア 全 般

各装備品等の後送・不用決定を区分した後、後送装備品の後送先、後送時期を明確にする。

第2編 イラク人道復興支援

イ 処置区分の決定

(ア) 後送・不用決定区分

本邦後送又は不用決定の区分は、装備品の状態及び撤収間の輸送の可能性を考慮して、陸幕及び補給統制本部と密接に調整して決定する。

(イ) 後送先

- a 当初、最終補給先部隊を、次いで後送先（整備担当）補給処を決定する。
- b 整備担当補給処決定に当たっては、次の事項を考慮して、各補給処に分散して後送するのか、特定の補給処に取り纏めて後送するのかを決定する。
 - (a) 現地における装備品等の仕分けに要する時間と派遣期間
 - (b) 補給処における整備実施要領（同種装備品を同一補給処で整備するのか、複数の補給処に分散して実施するのか）
 - (c) 各補給処の保管・整備能力

(ウ) 後送時期

- a 撤収命令発令以前に後送可能な装備品等及び撤収命令発令以降に後送する装備品等に区分して後送時期を決定する。
- b 撤収命令発令以前の後送
 - (a) 将来を通じて明らかに部隊が使用する可能性のない装備品等は、本邦後送基盤又は本邦に後送する。
 - (b) 状況により、さらに準備を推進する必要がある場合、撤収又は活動の継続いずれにも対応することができる限界の品目・点数を残し、これ以外の装備品等を本邦後送基盤に後送する。

この際、使用する可能性が低いものの、部隊の活動に及ぼす影響が大きい装備品等については、一旦コンテナ詰めして宿营地内に留め置く。

c 撤収命令発令以降の後送

部隊運用、特に最終的な人員の宿营地からの移動計画と調整して、時期別に後送装備品等を決定する。個々の装備品等の後送時期を決定していくため、各部隊の担当者等と綿密に調整していくことが必要であり、状況により処置区分票の貼付時に併せて実施することを有利とする。

この際、部隊の撤収に充当可能な隊力、輸送力確保の可能性、コンボイの運行・受入能力等を考慮して撤収の可能性の面から、全般の撤収計画の修正についても要求する必要がある。

ウ 処置区分票の貼付

(ア) 使用目的

各装備品等に処分又は本邦後送の区分、品目コード及び集積時期を記載した処置区分票を貼り付け、各部隊担当者に各装備品等の処置区分、集積時期等を明示する。

(イ) 貼付要領

- a 決定した処置区分に基づき、処置区分が記載された処置区分票を各装備品等に貼り付けを実施する。
- b 実施に当たっては、個々の装備品等の後送時期を各部隊の担当者等と確

認しつつ実施する。

(7) 装備品等の後送

ア コンテナ作成

(ア) コンテナの種類

a 全般

コンテナは、バラ貨物あるいはパレット化された貨物を1つの入れ物に集約してコンテナのまま戸口から戸口まで一貫輸送を行い、経費節減と破損・盗難の防止を図るものであり、海上輸送用は20ft、40ftが広く使用される。

b 海上輸送用コンテナの大きさ

20ft及び40ftの種類を使用するのが一般的である。

(a) 20ftコンテナ内寸

長さ5.8m、高さ2.2m、幅2.3m 容積：約30

(b) 40ftコンテナ内寸

長さ11.8m、高さ2.2m、幅2.3m 容積：約59

c 海上輸送用コンテナの種類

(a) ドライコンテナ

通常のコンテナであり、一般的な貨物の輸送に適する一番流通しているコンテナ

(b) リーファコンテナ

冷蔵コンテナといい定温度で輸送する必要のあるものに適している。
(食料品、精密機器医療機器等)ただし、常に電源が使用できるトレーラ、船舶であったり、コンテナヤードがあることが条件となる。

(c) オープントップコンテナ（上開き）

コンテナの天井部分がシートで覆われてて取り外しが可能なコンテナで貨物の高さが高く、コンテナ内に入らない貨物の輸送に適する。

(d) フラットラックコンテナ

幅、高さがコンテナのサイズを越えるもの及び自走不能の車両などの輸送に適する。

d 本資料においては、20ftのドライコンテナを「コンテナ」と呼称する。

(イ) 装備品等のコンテナ換算（コンテナの所要見積）

a コンテナ詰め容積（梱包資材等含む）

(a) 本邦後送基盤における作業等、比較的時間に余裕のある場合

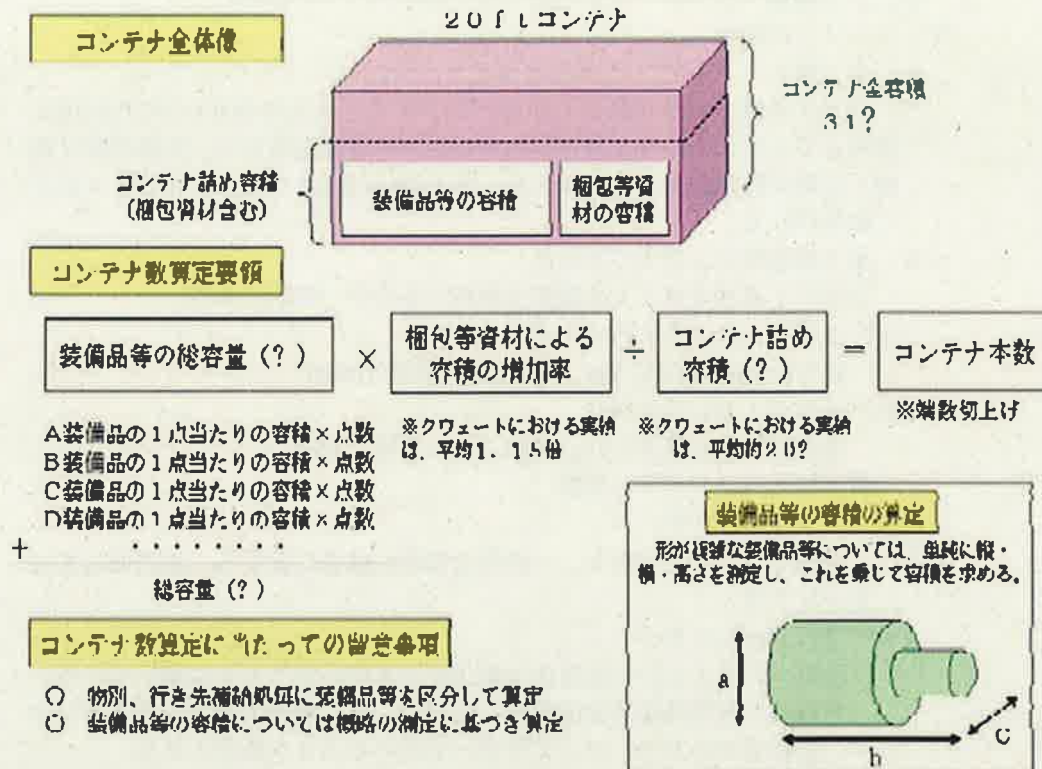
約20m³（コンテナ全容積の約2／3） ※クウェートの実績

(b) 宿営地における作業等、迅速な撤収が求められる場合

約10m³（コンテナ全容積の約1／3） ※サマーワの実績

b コンテナ数算定要領

コンテナ数算定要領の一例



(ウ) コンテナ作成の優先順位

- 本邦において運用ニーズの高い装備品等
- 本邦において整備に時間を要する装備品等
- 後送量大な補給処行きの装備品等

(エ) 宿営地におけるコンテナ作成

- 空コンテナの確保
 - 宿営地内のコンテナの使用状況、特に個々のコンテナ積載装備品等の後送、処分の区分を把握する。
 - コンテナ作成計画を基礎として、時期別に確保が必要な空コンテナ数を算定する。
 - 空にするコンテナを時期別に指定するとともに、積載装備品等の処置を明らかにした計画を作成する。この際、積載装備品の処置、特に集積場所の選定に当たっては、今後のコンテナ作成、破棄物品の処分要領を考慮し、効率的に計画する。
- 装備品の集積

装備品の集積に当たっては、予め装備品等に張り付けた処置区分票に基

第4章 撤 収

づき復興支援部隊等がコンテナ作成施設に集積するが、撤収末期の通信、警備器材等の重要な機材については、各機材単位の集積時期を復興支援部隊等の撤収日程と密接に調整して決定する。

この際、輸送の可能性、コンテナ作成隊力等の状況によっては、各機材の運用計画に対して修正を意見具申する必要がある。

c コンテナの作成要領

本邦後送基盤におけるコンテナ作成要領と異なり、検疫等については考慮しなくてよいことから、装備品等の洗浄、行き先方面隊毎の仕分け等を実施する必要はなく、努めて早期の後送準備といった観点から、物品管理区分別のみとし、あるいは状況により、これをも省略してコンテナ作成を実施する。

(オ) 弾薬コンテナの作成

民間による弾薬の航空輸送に当たっては、国連の危険物輸送に関する勧告に基づき、弾薬の隔離区分に応じて混載が制限されていることから、弾種等に応じて各コンテナの積載区分を決定する必要があり、また、輸送間の動揺に耐えられる梱包、コンテナ詰め等が必要である。

a コンテナ積載区分の決定

(a) コンテナの最大積載重量の決定

輸送機のクレーン能力等を考慮して、コンテナ詰めする弾薬の最大積載重量を決定する。

(b) 所要パレット数の算定

弾種毎の梱包容器の容積、数量を考慮し、所要パレット数を算定する。

b 各コンテナの積載区分の決定

「弾薬の隔離区分に応ずる混載制限」を基礎とし、弾種毎のパレット容積、数量、重量を考慮して各コンテナの積載区分を決定する。

【根 拠】

○IATA（国際航空輸送協会）規則書第3章3.1

○危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和32年運輸省令第30号）第8条第3項第1号

○船舶による危険物の運送基準等を定める告示（昭和54年運輸省告示）第7条1

○航空法施行規則第194条第3項

弾 種	隔離区分					
	B	C	D	E	G	S
89式5.56mm普通弾						○
12.7mm管一実(1:1)リンク		○				
76mm発煙弾					○	
110mmR対戦車榴弾				○		
110mmR演習弾		○				
1号TNT爆破薬			○			
8号電気管管	○					
焼い筒、信管付					○	

第2編 イラク人道復興支援

c コンテナの作成

(a) 必要資材の取得

1 一次梱包容器

UNマークの付いたUN缶、木箱

2 パレット

UN缶用による場合は 1100mm × 1100mm のパレットが、木箱用による場合は木箱のサイズに応じたパレットを作成して使用することが有利である。

(b) 弾薬の容器詰め

1 弾種毎、梱包容器（UN缶又は木箱）に詰め込む。この際、各容器への入数の標準化を図り、コンテナリスト作成を容易にすることが望ましい。

2 「火薬類の区分」及び「弾薬の隔離区分に応ずる混載制限」に基づき、梱包容器に危険物表示（一例）を貼り付ける（補統本部から取得）とともに、弾種・数量（様式随意）を表示する。

3 検数を受け容器を封印する。

(c) 弾薬のパレット積載

コンテナ積載区分に基づき、梱包容器をパレットに積載する。

(d) 弾薬のコンテナ詰め

コンテナ積載区分に基づき、パレットをコンテナに積載する。

(カ) コンテナ作成能力

a 本邦後送基盤におけるコンテナ作成

○ 前提

- ・ 各作業口あたり、現地ワーカー4～5名と撤収支援部隊の役務監督要員1名をもって実施
- ・ 作業時間は、6時間（食事・休憩除く。）

○ コンテナ作成本数／1コ作業口／日3本

b 宿営地におけるコンテナ作成

○ 前提

- ・ 各作業口あたり、復興支援部隊等の要員8名と撤収支援部隊の要員2名をもって実施
- ・ 作業時間は、4時間（比較的涼しい時期に実施）

○ コンテナ作成本数／1コ作業口／日2本

(キ) その他

a コンテナ詰めが可能なトレーラ類

(a) 1tトレーラ、1t水トレーラ

(b) 3tフォークリフト、野外フォークリフト（屋根を取り外すことによりコンテナ詰め可能）

b 必要な器材・資材

(a) 器 材

第4章 撤 収

ハンマー、のこぎり（電動含む。）、メジャー、電動釘打ち、釘抜き、
発電機、発電機用燃料、カケヤ、折り畳みコンテナ、錠前

(b) 資 材

色ガムテープ、ブルーシート、緩衝材（エアキャップ等）、ストレッチフィルム、PPバンド、白帯・白帯留め具、トライウオール、角材、ベニヤ板、パレット、ウエス

c 必要な梱包資材等

(a) 1次梱包：パレット、白紐、ストレッチフィルム

(b) 保定：ベニヤ板、角材、釘、ハンマー、のこぎり、メジャー

(c) 薰蒸、シール：バルサン、コンテナシール

イ 車両洗浄

(ア) 車両洗浄の程度

a 日本はオーストラリアと並び世界で有数の防疫・検疫に厳しい国である。装備品等の輸入に当たっては、本邦での動物・植物検疫の検査を受検しなければならない。したがって、自衛隊で実施している車検並みの準備のための洗浄、必要により所要の整備を実施しなければならない。

b 細部要領

(a) 土等の完全な除去

(b) グリスやオイル滲みも除去する。（後に砂埃等が付着する。）

(c) タイヤ溝の石も除去する。

(d) さびはそのままよい（土と一緒に付着している場合を除く。）

(イ) 洗車の優先順位

a 本邦のニーズとの整合

b 可能であれば小型・中型等で汚れの少ない車両を一回目に、施設機材等汚れのひどい車両は2回目以降に後送できるように洗車の優先順位を決定

c 洗車の効率化のため同一車種（同一シャーシ）を継続洗浄

(ウ) 洗車要領

車両内部内のゴミ除去及び付属品等（水扱い厳禁）の取り外し、水洗浄（泥落とし）、布・エアによる仕上等、段階的・効率的に実施、この際、洗浄の効率化のため車載無線機等は事前に卸下する着意が必要である。

ウ 輸 送

(ア) 地上輸送

a 装備品等の積載、卸下

(a) コンテナ詰め、出し

1 各種装備品の移動には、3 tフォークリフトが有効

2 コンテナへの搬入・搬出には、1 tフォークリフトが有効
（コンテナの内部まで進入が可能）

(b) コンテナのトレーラ積載、卸下

コンテナの移動、積載、卸下には、コンテナリフターが有効

（復興支援活動地域等では、器材本体（オペ付）のレンタルが常態）

第2編 イラク人道復興支援

(c) 車両の積載、卸下

- 1 車両の積載・卸下については、隊員自らが実施
- 2 不可動車両については、重レッカ等のウインチ利用により積載
- 3 1tトレーラ類（単体の場合）は、重レッカにより積載
- 4 セミトレーラ、ロードローラ等施設器材の一部は、コンテナリフターにより積載（中型ドーザの廃土板は、外して積載・輸送）

(d) 積載、卸下に必要な時間

- 1 コンテナ
コンテナリフターを使用した場合、コンテナ2本の積載に5～10分
（オペの練度やコンテナ配置により、若干の変動あり）
- 2 車両（自走による場合）
 - (1) 前方から積載する場合は、1両あたり5分
 - (2) 後方から積載する場合は、1両あたり8～10分
- 3 車両（自走できない場合）
重レッカ、トラッククレーン、コンテナリフターを使用した場合、1両あたり15～30分（積載準備に若干の時間が必要）

b 輸送要領

(a) 基本的考え

重要装備品等については、自隊輸送又は自衛隊のエスコートによる役務輸送を基本

(b) 自衛隊のエスコートにより役務輸送を実施する場合の要領

1 事前の役務車両点検

- (1) 役務車両の故障等により、役務輸送が遅延する場合があるので、部隊の指導により、事前に車両点検を実施させ、不備事項は業者に改善させ、役務輸送に万全を図る必要がある。
- (2) 役務車両点検における確認事項の基本は車両運行指令書の裏面の運行前点検に準ずる。特に注意する点は以下のとおり。
 - ・ タイヤの空気圧・破損、磨耗状況、釘等
 - ・ 燃料の状況、オイルの状況
 - ・ ねじ等の締め付け及び装着状況
 - ・ 灯火類
 - ・ 必要携行品の有無（車両輸送のための固縛チェーン等）
 - ・ 予備車両（トレーラヘッド）
 - ・ 車両番号の確認（国境付近で再度点検）
 - ・ JAPAN MISSIONの表示

2 輸送間の警備要領等

- (1) 役務輸送に当たっては、契約業者が準備する警備車両を同行して警備を実施し、輸送間の警備に万全を図るとともに、部隊との責任範囲の切り分けを実施する。この際、民間警備の武器使用の手順等は重要であるため、民間警備のROEを入手するとともに、調整に

万全を期する必要がある。

- (2) 不測事態発生に備え、常時、回収できる態勢を保持（QRFの待機）する。

3 梯隊の編成要領

- (1) 役務トラックの他、予備ヘッド、警備車両、回収車等を輸送コンボイへ組み込んで編成する。

- (2) コンボイ車両多数の場合は梯隊を分割し、車両渋滞を防止する。

(c) 治安情勢が悪化している状況下における役務輸送の要領

1 敵対勢力からの攻撃を未然に防止するための一般的処置

輸送経路、輸送時期を固定化せず、数個の輸送パターンを事前に設定して運用する。これにより、輸送コンボイの受入れ業務を分散することも可能となる。

2 武器・弾薬等の重要装備品等を輸送する場合の処置（一例）

- (1) 企図を秘匿するため、出発直前に弾薬コンテナの役務トレーラへの積載を実施する。なお、本トレーラの操縦手には貨物内容を秘匿する必要がある。

- (2) 敵対勢力から攻撃を受けた場合の被害を局限するため、役務トラック1両につき、空コンテナ×1、実入りコンテナ×1を積載する。なお、貨物機への積載を考慮し、トラック前部に空コンテナ、後部に実入りコンテナを積載する。

- (3) 輸送間の警戒等を万全にするため、民間警備車両を増加配置

- (4) 敵対勢力からの攻撃を未然に防止するため、可能であれば、弾薬輸送コンボイの前方に、一般装備品等の輸送コンボイを配置して前進させ、ルートクリアランスとして使用する。

また、弾薬コンボイの先頭に空コンテナ積載のダミー車両（おとり）を走行させる。

- (5) 輸送コンボイの位置を常に把握するため、GPSシステム等業者の監視機能を最大限に活用するとともに、複数の確認手段を確保する。なお、警備車両は、企図の秘匿のため、特殊無線機を使用するので、警備会社との連絡態勢の確保に留意する必要がある。

c 国境通過支援

- (a) 復興支援活動地域等と撤収支援基盤が国境を挟んで離隔している場合、役務車両の国境通過の促進のため、所要の国境通過の諸手続を実施する必要がある。

(b) 国境通過支援の要領

- 1 役務車両を発地から国境まで誘導し、送り出し手続き（国境通過のためのチケット申請）を実施する。

- 2 役務車両が帰って来るのを待ち受け、受け入れ手続き（国境警察による点検受け）を実施し、着地まで誘導する。

- 3 国境事務所での対応が日々変化するため、柔軟に対応する必要がある。

第2編 イラク人道復興支援

ある。

(イ) 航空輸送

a 貨物の輸送

(a) 対象とする民間貨物輸送機

- 1 アントノフ (AN-124)、最大積載重量：160t
(実行値：約95t、容積：コンテナ×10本相当)
- 2 イリュージン (IL-76)、最大積載重量：40t
(実行値：約30t、容積：コンテナ×3本相当)

(b) 使用空港

多国籍軍の管理する空港等

空港のスポット地域に立ち入る際には、軍に事前に申請し、エスコートを受けなければならない。

(c) 調整先・内容

1 輸送業者

- (1) 輸送計画 (輸送品目、フライトプラン、領空通過、空港使用等)
業者の作成した輸送計画を確認する。また、貨物機の領空通過及び空港の離着陸許可には、輸送品目リストが必要になるので事前に輸送業者に通知する。
- (2) 積載・卸下要領 (スポット、荷役器材、作業員等)
積載・卸下の実施要領を確認する。この際、役務内容及び責任の分界を明確にする。
- (3) 現地通関要領
海外の通関は業者が通常実施しているが、申請上必要とする資料は官側が作成するので、資料の提出期限を業者と調整し、検数・梱包等の発送準備との整合を図る。
- (4) 連接輸送の調整 (道路輸送)
航空輸送に連接する道路輸送及び端末地業務要領を調整する。特に、航空輸送業者と道路輸送業者が別業者の場合は、貨物の積載・卸下の役務内容を明確にする。
- (5) フライト変更への対応
(予備機の確保、空港使用時間の延長、保管場所の確保等)
航空機に故障が発生した場合の予備機の確保及び悪天候等によりフライト時間が大幅に変更になった場合の対応について、空港使用時間の調整や輸送品の保管場所などについて確認する。
- (6) 貨物率領者に対する支援
貨物率領者の移動や出国審査等の出国支援を実施する。

2 多国籍軍

(1) 空港使用の事前通知

多国籍軍 (例：連合国陸軍コマンド) に対し、航空機による貨物輸送の内容を事前に通知し、空港使用の了解を得る。

(2) 空港進入のエスコート依頼

多国籍軍に空港使用時間・立入人数・車両数等を通知し、空港のスポットへの進入のためのエスコートを軍に依頼する。

(3) 貨物宰領者の出国審査

多国籍軍において、出国前日に身分証明書により出国審査を受ける。この際、本人が立ち会う必要はなく、出国人員全員分の身分証明書を提出することにより一括して審査を受けることが可能である。

3 本邦（陸幕輸送室、中央輸送業務隊）

(1) 輸送計画全般

仕様書に基づき輸送計画を確認する。この際、連接する道路輸送および端末地業務を実施する業者について確認する。

(2) 役務監督について（仕様書の確認）

中央会計隊長から、事前に役務監督官の指名通知を受け、事務の範囲を確認する。

(3) 本邦における通関要領

中央輸送業務隊から本邦における輸入の際の通関に関して調整し、通関に必要な資料を通報するとともに、通関が容易になるように輸送品の梱包等の調整を実施する。

(d) 輸送するにあたり考慮すべき事項

1 輸送品目

(1) 弾薬の輸送に関しては、弾薬の等級・種類によりコンテナへの混載の制限あることから、補給統制本部へ細部確認する必要がある。

(2) 車両の輸送は飛行間の機内の気圧の低下を考慮し、燃料の量をタンクの1/3以下とし燃料携行缶及び燃料タンクのふたは緩める等の処置が必要である。

(3) 航空輸送上の危険物に該当するものは、MSDS（製品安全データシート）の取得が必要である。

IATA（国際航空輸送協会）規則書参照

2 貨物機の運用予定の確認

貨物機は、気象に左右されやすいことを考慮し、前日には飛行機の位置を確認することが必要である。

b 人員の輸送

(a) 対象とする航空機

政府専用機、民間航空機

<一例> B747-400 積載量

座席数：ファーストクラス：12席

ビジネスクラス：56席

エコノミークラス：325席

航空コンテナ数：20個

第2編 イラク人道復興支援

(b) 使用空港

多国籍軍の管理する空港等

空港のスポット地域に立ち入る際には、軍に事前に申請し、エスコートを受けなければならない。

(c) 調整先・内容

1 輸送業者

(1) 輸送計画（輸送品目、フライトプラン、領空通過、空港使用等）

業者の作成した輸送計画を確認する。特にトランジットをする場合は、空港における行動を確認し、隊員に準備させる必要がある。

(2) 積載・卸下要領（スポット、荷役器材、作業員等）

航空機への積載する貨物の検数・検量および保安検査について確認する。特に、接続する道路輸送業者が異なる場合は、役務内容および責任の分界を明確にする。

(3) 現地通関要領

海外の通関は業者が通常実施しているが、申請上必要とする資料は官側が作成するので、資料の提出期限を業者と調整し、検数・梱包等の発送準備との整合を図る。

(4) 接続輸送の調整（人員・貨物の道路輸送）

航空輸送に接続する道路輸送及び端末地業務要領を調整する。特に、航空輸送業者と道路輸送業者が別業者の場合は、貨物の積載・卸下の役務内容を明確にする。

(5) フライト変更への対応（空港使用時間の延長等）

フライト時間が大幅に変更になった場合の対応について、空港使用時間の調整などについて確認する。また、輸送日前日から飛行機の到着までの逐次情報を入手する。

2 多国籍軍

(1) 空港使用の事前通知

多国籍軍に対し、航空機による隊員の帰国を事前に通知し、空港使用の了解を得る。

(2) 空港進入のエスコート依頼

多国籍軍に空港使用時間・立入人数・車両数等を通知し、空港のスポットへの進入のためのエスコートを軍に依頼する。

(3) 爆発物点検（ドッグチェック）の依頼

軍の管理する空港においては、全ての手荷物の爆発物検査（犬による検査）が必要である。この際、爆発物点検を事前に多国籍軍に依頼する。

(4) 出国審査

多国籍軍において、出国前日に身分証明書により出国審査を受ける。※イラク派遣においては、クウェート国と日本政府の間に地位協定が締結されていたため、本人が立ち会う必要はなく、出国人員

全員分の身分証明書を提出することにより一括して審査を受けた。

3 大使館（大使館ＬＯ経由）

輸送計画を通報するとともに、MOU（船便または航空便で自衛隊貨物を輸出入する場合の免税手続き。）の申請・許可受け

※イラク派遣においては、ムバラク空軍基地の使用であったことから、航空輸送におけるMOUは申請しなかった。

4 本邦（陸幕輸送室、中央輸送業務隊）

(1) 輸送計画全般

仕様書に基づき輸送計画を確認する。この際、連接する道路輸送及び端末地業務を実施する業者について確認する。

(2) 役務監督について（仕様書の確認）

中央会計隊長から、事前に役務監督官の指名通知を受け、事務の範囲を確認する。

(3) 本邦における入国審査・通関要領等

本邦空港における人員・貨物の動きを掌握し移動部隊に連絡する。人員に関しては、C I Q（通関・出入国審査・検疫）の流れ及び空港出発までの移動要領について、貨物に関しては、旅具・業務通関の実施要領及び貨物の輸送について移動部隊に通報する。

(d) 輸送するにあたり考慮すべき事項

1 輸送品目

(1) 航空会社の航空コンテナ積載数決定等のため、貨物所要を正確に掌握し、航空会社に事前に通知（2日前まで）する。

(2) 隊旗や部隊名看板等特殊な貨物（長もの、部隊長交換ナイフ等）については航空会社に事前に通知する。

2 本邦空港における行動

(1) 本邦空港における通関業務及び輸送を容易にするため、旅具通関貨物と業務通関貨物に明確な標示をつける等の処置が必要である。

(2) 本邦での出迎え行事に関連し、隊員の手荷物の携行要領を考慮する必要がある。

(3) C I Qの要領を中央輸送業務隊（端末地業務担任部隊）と密に調整する必要がある。（持込禁止品、持込規制品、入国審査、植物検疫、動物防疫、検疫）

(ウ) 船舶輸送

a 対象とする船舶

コンテナ船（定期船）、車両専用船（定期船）、多目的船（チャーター船）

b 使用港湾

軍港及び民港への立ち入りは、立ち入り地域及び人数に制限を受け、船積み時の役務監督官業務は、最小限の人員となる場合がある。

c 調整先・内容

(a) 輸送業者

第2編 イラク人道復興支援

1 輸送計画（輸送品目、輸送日程等）

船舶の日程及び貨物の積載量を貨物の準備状況（コンテナ詰め、洗車等）に基づき決定する。船舶の運航計画は、数ヶ月前から入手できるが、変更が多いので、最新のものを逐次入手する。

2 積載・卸下要領（荷役器材、作業員等）

船舶の積付け図を船舶輸送業者から入手し、積載・卸下要領を確認する。車両を積載・卸下する場合は、車種により操作要領が異なることを業者に告げ、当日は指導できる隊員を派遣するよう調整する。

3 現地通関要領について（MOU）

海外の通関は業者が通常実施しているが、申請上必要とする資料は官側が作成するので、資料の提出期限を業者と調整する。また、出航の10日前には、MOUの取得が必要となる。

4 接続輸送の調整（道路輸送）

船舶輸送に接続する道路輸送及び端末地業務要領を調整する。特に、船舶輸送業者と道路輸送業者が別業者の場合は、貨物の積載・卸下の役務内容を明確にする。

(b) 多国籍軍

コンテナ国外持ち出しの通知

※イラク派遣時、多国籍軍から、コンテナの保有状況を求められたので、本邦に持ち帰るコンテナのコンテナ番号を通知した。

(c) 大使館（大使館LO経由）

輸送計画を通報するとともに、MOUの申請・許可受

※イラク派遣においては、出航の約9日前に大使館にMOUを申請し、約5日前には許可を受けた。

(d) 本邦（陸幕輸送室、中央輸送業務隊）

1 輸送計画全般

仕様書に基づき輸送計画を確認する。この際、接続する道路輸送を実施する業者について確認する。

2 役務監督について（仕様書の確認）

中央会計隊長から、事前に役務検査監督官の指名通知を受け、事務の範囲を確認する。

3 本邦における通関要領

d 輸送するにあたり考慮すべき事項

(a) 輸送品目

1 ドラム缶、ガスボンベ等の危険物の容器は中身を抜く処置が必要である。ただし、中身を抜かない場合は、MSDS（製品安全データシート）を取得する。

2 冷蔵コンテナを使用する場合は、船舶の冷蔵コンテナ用電源の有無を確認する必要がある。

(b) 運航予定の確認

第4章 撤 収

船舶は、気象の影響（特にインド洋）を受けやすいので船舶の動向をよく確認する必要がある。

（エ）通関業務

a 手 順

（a）コンテナ詰め等を完了後、輸送品目表及びインボイスを作成して業者等に提出するとともに、MOUを作成して大使館に提出し、許可を受ける。

（b）許可を受けたMOUを取得したならば、関係通関書類を陸幕及び中央輸送隊に送付する。

b 考慮事項

MOU取得後は、輸送品目の変更ができないので、本邦のニーズを逐次確認する。（空港（空軍基地）によってMOU取得不要の場合あり）

（オ）不測事態対応

a 不測事態発生時の契約業者への対応の基本的考え

民間輸送の契約を実施している場合は、契約業者での対応が基本である。

b 契約業者の考え

（a）契約した民間警備会社であっても、社員の人命は最大限尊重する。

（b）積載物品が損傷した場合、補償金の支払いによる対応が一般的であり危険地域での積載物品の回収等は考慮しない。

c 契約業者との調整事項

（a）業者との報告・連絡態勢の確立

輸送の責任者を明確にし、連絡態勢（電話、電子メール）を確立する。

この際、警備会社等の下請け会社が輸送間の不測事態対応の情報源となることがあるので連絡態勢を細部まで把握し、正しい情報が入手できるよう着意する。

（b）不測事態対応要領の確認

交通事故や襲撃等の不測事態に対し、契約業者の対応要領を事前に確認し協議する。

（c）輸送上の付保内容の確認

輸送に当たっては、保険の適用範囲・内容の事前確認が重要である。

エ 進捗管理

（ア）進捗管理の要領

a 車両以外の装備品等については、コンテナ作成率と装備品等の後送率をもって管理する。

（a）後送準備完了数（コンテナ詰め終了）／総後送数

（b）後送済み数／総後送数

b 車両については洗車終了率と車両後送率と車両の後送率をもって管理する。

（a）洗車完了数（二次洗浄終了）／総後送数

（b）後送済み数／総後送数

第2編 イラク人道復興支援

(イ) 進捗管理上の着意事項

- a 作業条件が異なるなか、宿营地と本邦後送基盤の2カ所以上でコンテナを作成する場合は、コンテナ本数ではなく、点数で管理する。
- b 通常、弾薬は点数が大であり、コンテナ作成により、急激に点数が増加することから、進捗管理には適さないため、点数管理を実施する場合、弾薬点数を除外して管理する。
- c 車両の中には、コンテナ詰めするトレーラ類があることから、これらについては認識の相違を防ぐため、車両洗浄ではなく、コンテナ作成として管理する。

(8) 装備品等の処分等

ア 装備品等の処分

(ア) 不用決定手続き

- a あらかじめ決定した処置区分に基づき、各物品の不用決定手続き書類の作成を実施し、復興支援部隊等の長から各承認権者に申請を実施する。(陸自補給管理規則第67～68条)
この際、不用決定手続き書類の作成においては、補給統制本部から技術的支援が得られるよう事前に調整する必要がある。
- b 復興支援部隊等の長自ら又は承認に基づく不用決定を行った場合、受け払い命令書又は受領書により諸記録を整理する。(陸自補給管理規則第69条) この際、不用決定した品目・点数については、本邦へ後送した装備品等の品目・点数との整合について確認を実施する。
- c 復興支援部隊等の長が自ら不用決定を行った場合は、当該する受払命令書の写しを補給統制本部長に送付する。(陸自補給管理規則第70条)

(イ) 不用決定品等の処分

a 不用決定品等の処分要領

不用決定された装備品等は、基本的に売り払いを実施することとなっているが、これを行うことが不利又は不相当と認められるもの及び売り払うことができない場合は破棄することができる(物品管理法第27条2) こととなっており、当時の状況によりいずれにするか決定する。

※破棄する場合の基準(内閣府所管物品管理取扱規則第162条2)

- ① 国の機密が漏れる恐れがある場合
- ② 一般の使用または所持が禁止されている場合その他公序良俗に反する場合
- ③ 買い受け人がない場合
- ④ 売り払いに際し、売り払い価格よりも多額の費用を要する場合

b 処分要領

- (a) 装備品等に当たっては、全装備品の銘板の除去、武器輸出規制等に該当する装備品の破壊等の処置を実施した後、破棄又は売り払いを実施する。銘板の除去に際し、各部隊にその実行を担当させる場合は、各部隊が担当する対象装備品、数量を明確にし、進捗度を管理・指導する着意

が必要である

区分	装備品等の一例	処置要領
全装備品		銘板の除去（塗り潰し）
武器輸出規制に該当するもの	トレーラ	対象部位を破壊※ （必要により、証拠物件を提出）
保全処置が必要なもの	パソコン、警備機材	

※装備品等毎の細部処置要領については、陸幕及び補給統制本部と調整する。
（製造元から輸入する際に第3国に転売しない等の制約が課せられ、処分要領、処分時の証拠資料の提供を求められるものがあるので注意を要する。）

（b）装備品等の売り払い又は破棄処分に当たっては、派遣国の不用品の処分に関する法令を遵守する必要がある。特に注意を要する装備品等及びその処置要領

区分	装備品等の一例	処置要領
環境に影響を及ぼす恐れのあるもの	化学薬剤、フロンガス、	資格を有する業者に処分を委託
感染症の恐れのあるもの	医療廃棄物	
派遣国の宗教、慣習、風俗にないもの	豚肉等の混入した食材	焼却
	裸体、下着の掲載された雑誌、DVD等	

イ 装備品等の譲与

相手側から装備品等の譲与の要請を受けた場合、関係法規に基づきその適否を決定した後、譲与する具体的な品目・数量を相手側と調整し、装備品等の譲与を実施する。

この際、譲与先の装備品等の使用目的、維持管理能力等を適切に判断するとともに、装備品等の取扱い及び整備要領等について所要の教育を実施後、装備品等を譲与する。

（9）労務・役務の活用

ア 契約に際し着意すべき事項

（ア）輸送役務

- a 後送品の発送地から本邦の着地まで結節なしの一括契約（本邦契約）が望ましい。この契約が分割となり各契約毎に契約業者の違いから結節が生じる場合、結節毎に責任区分が不透明となり、細部にわたる業者間の調整が必要で、スムーズな後送業務を阻害する恐れがある。
- b 本邦契約に含まれない端末地における輸送役務については、限定的に現地調達を実施することとなる。
- c 後送品の輸送においては、輸送のためのコンボイ費用、警備費用、及び保険費用を考慮する必要がある。また、装備品等輸送の帰路における空便

第2編 イラク人道復興支援

を使用して輸送する場合、経済的な調達となるが保険料についての考慮が必要となる。

(イ) 不用品の処分

a 処分する量に係わらず帰国直前の契約となるので早期から処分可能業者に関する情報を収集しておく必要がある。

b 契約に先立ち業者に対し明らかにしておくべき事項

(a) 保管倉庫からの搬出

管理の厳しい倉庫においては、積み込み機器等の持ち込みや作業員の立ち入りが禁止であり、不用品の搬出にあたり倉庫会社に依頼する等の必要が生じる場合がある。

(b) 不用品の仕分け

処分する国で種類毎に処分要領が違う場合は、自社で管理するスペースで処分区分に応じた仕分けが必要となる。

(c) 処分場での処分

処分品の区分によっては処分ライセンスが必要な場合があり、国の法律に基づくライセンスの保有確認が必要である。

c 検査確認

本邦の様にマニフェスト管理が無い場合には、自隊の管理エリアから搬出した段階での役務完了も可能であるが、仕様書に基づき処分要領を定める場合には、その処分要領について確認の処置が必要となる。

(ウ) 業者の選定

これまでの国際活動の実績を有する日系企業の支援が期待できる場合、これらの企業を業者選定すれば役務契約に関する細部を綿密かつ迅速に調整することができる。反面、現地業者を利用する場合には、関係書類の作成及び調整は英語若しくは現地語での対応となるので、十分な準備期間が必要となる。

イ 業者との連絡・調整要領

(ア) 業者との連絡・調整事項

a 役務調整会議の実施

b 業者の現地携帯電話及びメールアドレス表の作成

c 自衛隊と業者のカウンターパートの設定

(イ) 不測事態発生時の対応要領

a 不測事態発生時の対処要領の事前確認

b 不測事態発生における原因説明の実施および再発防止対策の検討

ウ 現地ワーカーの活用

(ア) 現地ワーカーに対する業務指示の要領

a 担当のスーパーバイザーを活用

(a) 基本的にスーパーバイザーは英語能力を有しており、業務の流れを説明しスーパーバイザーを通じて作業させる。

(b) 作業完了の状態（完成形）をスーパーバイザーに確認させ自衛官との

統一した認識をもたせる。

b ワーカーの母国語（簡単な用語）の習得

現地人とワーカーの母国語が異なる場合には現地語が全く通用（英語能力も有しない場合大）しないためワーカーの母国語（軽易な単語）をもって指示する必要がある。

(イ) 現地ワーカー運用に当たっての着意事項

a ワーカーの特性

- (a) 一般的に教養が低く、低所得（日給制）であり勤労意欲が低い。複雑な作業支持に対応できない
- (b) 職務遂行意識が僅少であり、作業時間内に完了させようとする意識が皆無である。（作業時間中を指示された事のみ実施して経過）
- (c) 作業工具等の取り扱いが粗暴であり、物品愛護に欠ける。
- (d) 業務の進捗によりワーカーの縮小があり、その際に人遣を実施
- (e) 洗浄作業等（2次洗浄含む）の高圧洗浄機、コンプレッサー等を使用する作業については手順、慣れ、要領等が必要でありワーカーの固定が望ましい。（邦人業者との要調整）
- (f) 業者（日本人）との調整、連携し効率的な運用に変更
- (g) 単純作業を実施するワーカーにおいても真面目に働く者、怠ける者が存在し早い時期にそれを見分けて業者（日本人）と調整し、継続雇用又は即刻交代の処置をさせる。

(ウ) 現地ワーカーとの接し方

- a 氏名札（カタカナでガムテープに記載）の作成による名前を呼んで指示
- b 宗教の尊重（お祈りの時間の付与等）
- c 友達づきあいにならないように、あくまでも官民の関係を保持
- d 怠けているワーカーに対してはしっかりと注意する。（曖昧にしない）
- e 週単位に区切ってよく働いたワーカーに賞品等（増加食等）を与えて表彰して勤務意欲の向上を図る。
- f たばこ、飲料物等をねだってきた場合は断固として拒絶し、そのような行為が今後なされないように業者（日本人）から徹底させる。
- g 食事、休憩場所等を明確に区分する。（雇用者と被雇用者の区分の明確化）

(10) 多国籍軍の撤収要領

ア 全 般

イラクに派遣された部隊の撤収に当たっては、オーストラリア軍及びオランダ軍ともに、陸上自衛隊と同様に、臨時に撤収支援部隊を編成して現地に派遣し、撤収活動を実施していることを確認した。

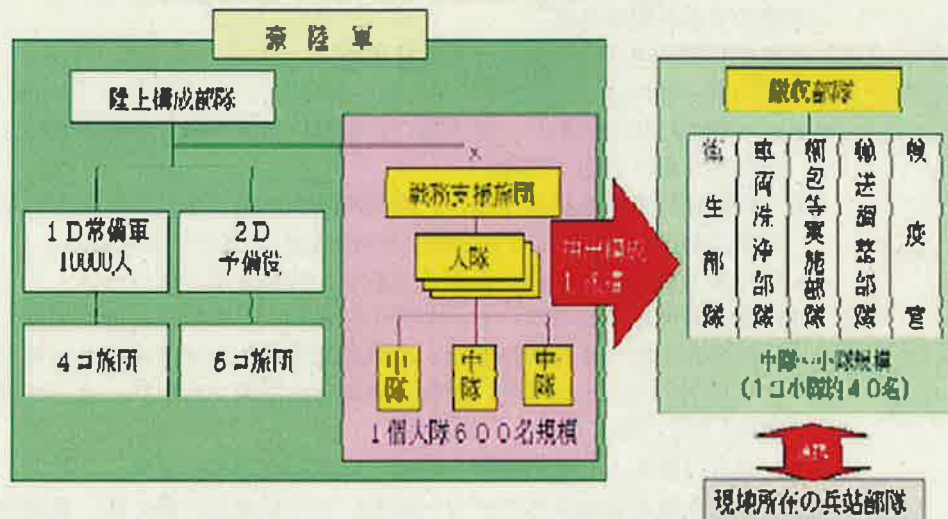
イ オーストラリア軍の撤収要領

(ア) 一般的な撤収態勢

- a 戦務支援旅団から所要の要員等を抽出し、臨時に撤収支援部隊を編成し現地に派遣（要員選考、訓練等派遣準備に約1.5ヶ月必要）

第2編 イラク人道復興支援

- b 撤収支援部隊は、現地兵站組織等と密接に連携するとともに、役務を最大限に活用し業務を遂行
- c 検疫業務を実施する豪政府職員（検疫官）を編入していることが特徴（日本と同様に世界で検疫に厳しい国の一つ。）



(イ) イラクにおける自衛隊とオーストラリア軍との撤収比較

項目	自衛隊	豪軍
撤収所要	人 員：約600名 コンテナ：約350本 車 両：約250両	人 員：約400名 コンテナ：不明 車 両：不明
撤収業務に付する部隊の規模	約100名 (イラク後送率補隊)	約140名 撤収部隊：1コ小隊規模(約40名) + クウェート所在の現地兵站部隊：約100名
撤収期間	約2ヵ月 ※BWでの後送業務期間	約1.5ヵ月 ※豪軍撤収期間の事であり、状況に依り変化

※ オーストラリア軍に関しては、タリル（400名所在）から撤収する場合の聞き取り。

(ウ) その他

- a オーストラリア軍と自衛隊はほぼ同じ要領で撤収することを確認した。
 - (a) 本邦の後方支援部隊の要員をもって撤収部隊を臨時編成し、派遣
 - (b) 撤収部隊は、車両洗淨、梱包、輸送調整機能を保持

第4章 撤収

(c) 役務を最大限活用し撤収業務を実施

b 自衛隊との相違点

(a) 撤収部隊と現地に所在する兵站部隊が連携して撤収業務を実施

(b) 検疫業務を容易にするため、撤収部隊に豪政府職員を編入

ウ オランダ軍の撤収要領

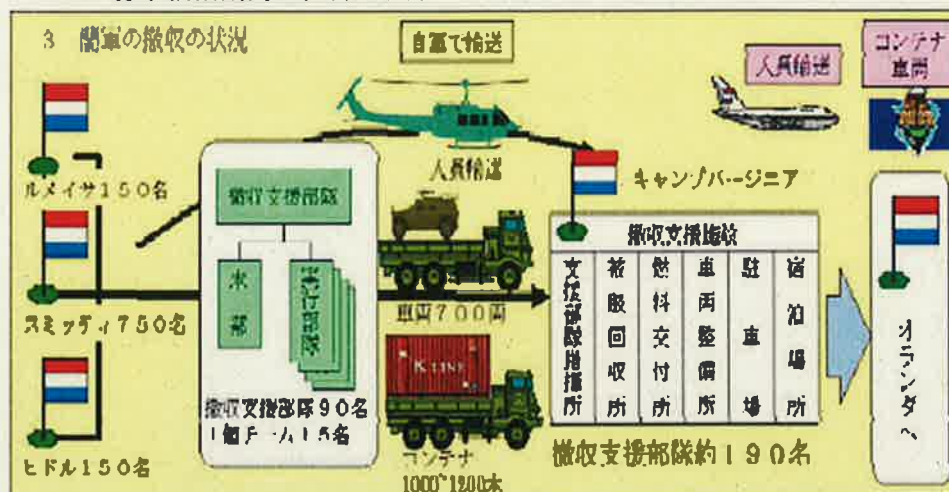
(ア) 一般的な撤収態勢

a 治安維持活動を実施している部隊へ撤収部隊を約90名、後方地域に撤収部隊を約190名派遣し、展開

b 撤収は自軍で実施するため、車両、コンテナヤード、指揮所、宿泊所等開設する広大な敷地(後楽園球場5~7倍程度)が必要

c 蘭の法律上、検疫の義務がないため、車両等の洗浄不用

d 撤収活動期間は、約3ヶ月



(イ) イラクにおける自衛隊とオランダ軍との撤収比較

項目	自衛隊	蘭軍
撤収所要	人員: 約600名 コンテナ: 約1500本 車両: 約250両	人員: 約1050名 コンテナ: 約1000~1200 車両: 約700両
撤収業務に任ずる部隊の規模	約100名 リマーワ 12名 クウェート 約100名	約280名 キャンパススミッタ、ヒドル、ルメイサ 約90名 キャンパバーニア 約190名
撤収活動期間	約2ヶ月 ※KWでの後送業務期間	約3ヶ月

※ オランダ軍に関しては、キャンパススミッタ、ヒドル、ルメイサの3カ所撤収

第2編 イラク人道復興支援

(ウ) その他

a オランダ軍と自衛隊はほぼ同じ要領で撤収することを確認した。

(a) 派遣部隊展開地域と後方地域に撤収部隊をそれぞれ派遣

(b) 撤収時、イラク（ムサンナ県知事）へ民生品譲与、英軍は天幕等売却

b 自衛隊との相違点

(a) 役務車両は使用せず、自軍の車両をもって港湾、空港へ輸送、じ後、民船等活用

(b) オランダ軍は、検疫がないため船上等の処置が不用、直接港湾等へ輸送可能

ま と め

陸上自衛隊は、イラクの人達と共に汗を流してムサンナ県の復興への礎を築き、イラク国民、ムサンナ県知事等をはじめ多くのムサンナ県民から高い評価を得て、2006年7月、約2年半のイラクにおける人道復興支援活動を終結した。

この間、イラクの政治プロセス進展により民主的な政府の下でイラク人自身による自立的な復興に向けて本格的な第一歩が踏み出された。ムサンナ県では、約2年半に及ぶ医療、給水、学校・道路等公共施設の改修など多岐にわたる陸自部隊の活動及び我が国ODAによる支援により、現地の生活基盤の整備、雇用の創出など目に見える成果が生まれた。

ムサンナ県民全員の基本的な医療サービスへのアクセスが可能になり、サマーワ母子病院では、新生児死亡率が2002年上半期と比較して約3分の1に改善され、給水事情や教育環境も改善し、雇用についても、自衛隊やODAによる事業により1日最大6000人程度、延べ約156万人の雇用に創出した。さらに、我が国ODAにより、サマーワ大型発電所の建設が着工した。

今後、自衛隊の任務における国際平和協力活動の本来任務化により、自衛隊の海外における活動は、これまでの実績への評価にみられるように国際社会からますます期待され、要望されるものとなってきており、この期待に応えるべくさらなる飛躍が必要である。

2006年7月、最後の活動部隊である第10次イラク復興支援群が朝霞駐屯地において隊旗を返還した際、小泉内閣総理大臣（当時）から「1発の弾も撃つことなく、また1人の犠牲者もなく任務を完遂し、イラク政府、サマーワ市民から高い評価を受け感謝のうちに全員が無事帰国できたことは、日本国民、日本国の首相として誇りに思う。ありがとう」との訓辞を受けた。

さらに、天皇皇后両陛下は派遣間の終始を通じてサマワの自衛隊員に御心を寄せてくださり、派遣終了後、皇后陛下は「帰還」と題して、隊員の帰国が決まりホッとされたお気持ち、雨間（あめま）に鳴くヒグラシの声に託して、御歌（みうた）をお詠みになられた。

「サマワより 帰り来まさむ ふるさとは ゆふべ雨間(あめま)に カナカナの鳴く」と。

本行動史の最後に「国家・国民の心の支えこそが我々隊員の士気の根源」であることを付け加え、まとめとする。

